

ともに考え ともに語り ともに支え合うまち

和泊町地域福祉計画

令和2年度 ▶ 令和7年度



鹿児島県 **和泊町**

はじめに

近年、地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化が急速に進展し、核家族化や単身世帯の増加、地域社会のつながりの希薄化等の社会の変化を背景にして、社会的孤立や公的な福祉サービスでは対応できない制度の狭間の問題等、さまざまな地域課題が多様化、複雑化してきています。



これらの課題を解決するためには、誰もが「他人ごと」ではなく「我がごと」の問題として捉え、支え合いや助け合いによって「地域力」を高めていくことが重要です。また、災害時には、身近な住民相互による支援の仕組みが必要になっており、住民支え合いの体制づくりが急務となっております。

こうした中、本町では、令和2年度から7年度までの地域福祉施策の方策を定めることを目的とした「和泊町地域福祉計画」を策定することとしました。基本理念を「ともに考え、ともに語り、ともに支え合うまち」とし、自助・互助・共助・公助の考えに基づいた3つの基本目標や施策の方向性を共有し、誰もが安心して暮らせ、住み慣れた地域での暮らしや誰もが役割と生きがいを持てる社会の実現に向けて邁進してまいります。

今後も国や県の社会福祉施策の動向や町独自のサービスの充実等、本計画に基づき、また、第6次和泊町総合振興計画のまちの将来像として掲げた『人と未来を笑顔でつなぐ ころゆたかな和の町・和泊町』の実現を目指した取組を全力で進めてまいります。

結びに、本計画策定にあたり、アンケート調査に御協力いただきました町民の皆様をはじめ、計画策定委員の皆様や計画策定に際し御提言をいただきました関係機関・団体の皆様に心からお礼申し上げます。

令和2年3月

和泊町長 **伊地知 実利**

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉計画・地域福祉活動計画の目的と法的根拠	3
3 地域福祉の考え方	4
4 社会福祉法の改正について	5
(1) 改正社会福祉法	5
(2) 市町村における包括的な支援体制の整備	6
(3) 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項	7
5 計画の位置づけ	8
6 計画の期間	8
7 計画の策定体制	9
8 計画策定の経緯	10
(1) 計画策定委員会	10
(2) 計画策定作業部会・事務局	10
9 計画の基本理念と基本目標	11
(1) 計画の基本理念	11
(2) 計画の基本目標	11
第2章 和泊町の現状	12
1 統計データからみる本町の現状	12
(1) 人口	12
(2) 要介護認定者数の推移	13
(3) 障害者手帳所持者数の推移	14
(4) 高齢者の社会参加について	15
(5) 保育園・こども園及び幼稚園の利用者数の推移	15
(6) 母子世帯・父子世帯数の推移	16
(7) 生活保護世帯・人員の推移	16
(8) 虐待・DV・自殺の相談・通報件数	17
(9) ボランティア登録者数・団体数	17
2 アンケート調査からみる本町の現状	18
(1) 調査の概要	18
(2) 調査結果（抜粋）	18
3 関係団体ヒアリング結果	26
(1) 団体を運営（経営）している中で主な問題点	26
(2) 現在取り組んでいる地域活動の中で感じている地域の課題等	26
(3) 地域活動をする上での問題点・課題	27
(4) 貴団体が今後、地域活動へ取り組む予定・計画	27
(5) 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくための地域活動の推進について	28

第3章 施策の体系.....	29
第4章 施策の展開.....	30
1 地域をつなぐ仕組みをつくる.....	30
(1) 地域包括支援体制の確立.....	30
(2) 包括的な相談支援体制の整備.....	32
(3) 地域福祉を担う人材の確保・育成.....	34
行動目標 地域をつなぐ仕組みをつくるために.....	35
2 地域で支えあう仕組みをつくる.....	36
(1) 住民主体の支えあいの地域づくり.....	36
(2) 「福祉の心」づくり.....	38
(3) ボランティア活動の促進.....	40
(4) 地域活動の参加者や担い手（リーダー）の確保・育成.....	41
(5) 健康・生きがいつくり.....	42
行動目標 地域で支え合う仕組みをつくるために.....	44
3 支援を必要する人とつながる仕組みをつくる.....	45
(1) 福祉サービスの充実.....	45
(2) 生活支援体制の整備.....	47
(3) 災害時の避難支援体制づくりの推進.....	48
(4) 権利擁護支援の充実.....	50
(5) 生活に困難を抱えている人の自立支援.....	51
(6) 虐待の防止及び適切な対応の推進.....	53
(7) 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現.....	55
行動目標 支援を必要とする人とつながる仕組みをつくるために.....	57
第5章 成年後見制度利用促進基本計画.....	58
1 策定の背景.....	58
2 計画の位置づけ.....	58
3 計画の期間.....	58
4 成年後見制度について.....	59
5 本町の現状について.....	60
6 地域福祉計画に関するアンケート調査結果より.....	61
7 施策の展開.....	63
【基本施策1】地域で支える体制づくり.....	63
【基本施策2】安心して暮せる地域づくり.....	64
8 計画の推進.....	66
第6章 計画の推進.....	67
1 主体ごとの役割.....	67
2 計画の進行管理及び点検.....	68
3 住民の参加促進.....	68
4 計画の広報.....	68

資料編.....	69
1 和泊町地域福祉計画策定委員会設置要綱	69
2 地域福祉計画策定委員名簿	71

第1章 計画の基本的事項

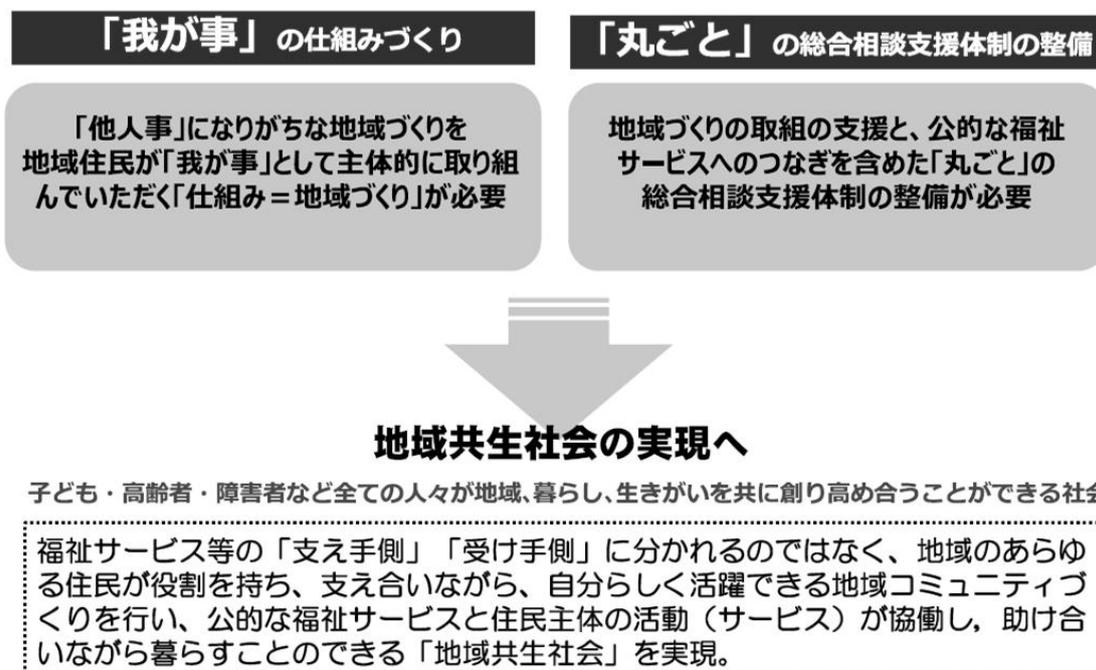
1 計画策定の趣旨

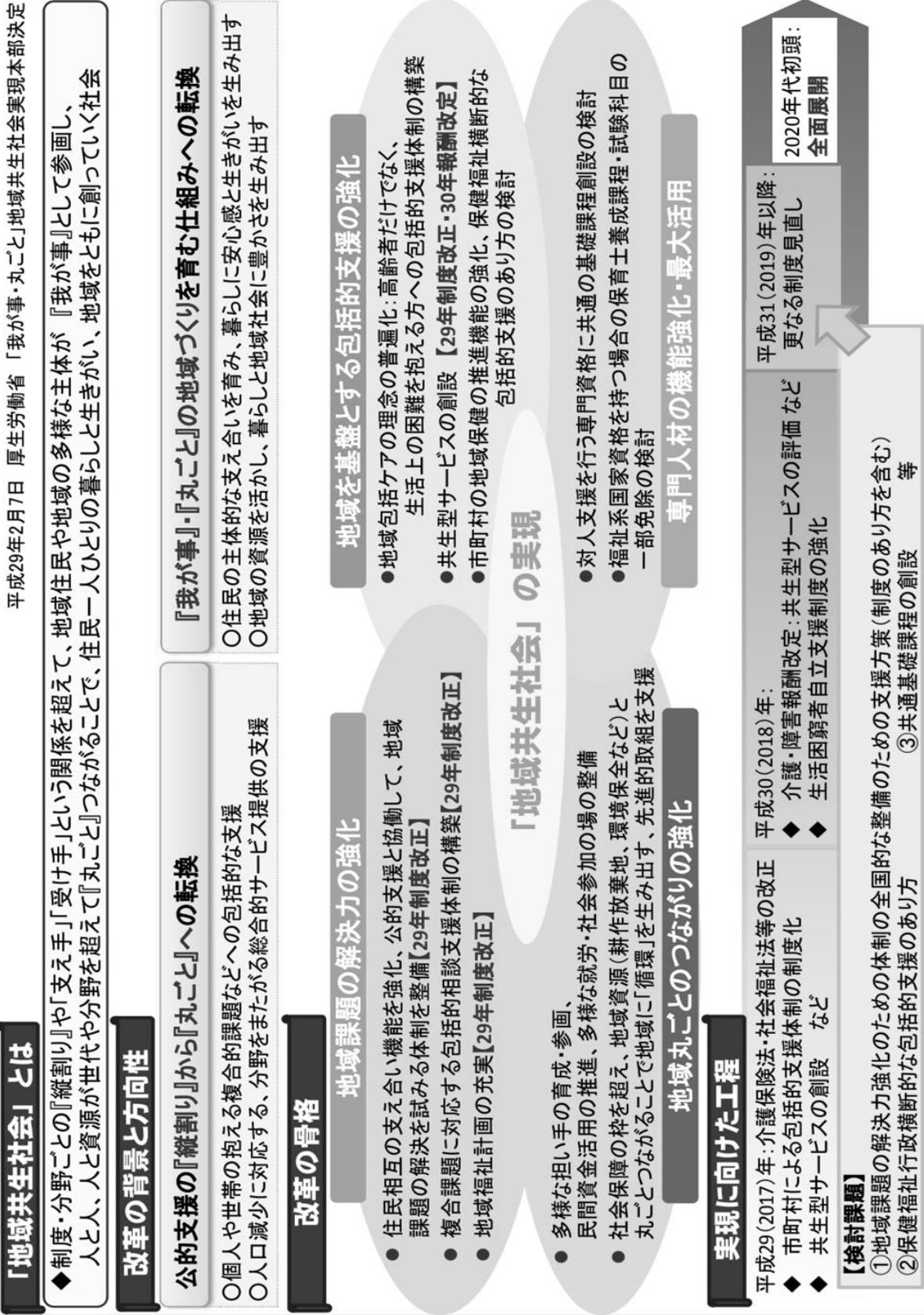
平成27年の国勢調査によると、和泊町（以下「本町」とする）の総人口は6,783人、うち65歳以上の高齢者数は2,126人（高齢化率31.3%）となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると令和22年には、総人口は4,817人、うち65歳以上の高齢者数は2,029人（高齢化率42.1%）となることが見込まれ、今後、医療や介護のニーズが増大することが予想されます。

また、地域社会では、核家族化の進行、地域の間人関係の希薄化等を背景とした子育て家庭や高齢者等が孤立する状況や高齢者や児童、障害のある人への虐待等の問題に加え、高齢の親と働いていない独身の子どもとの同居、介護と育児に同時に直面する世帯、複合的な問題を抱えた生活困窮者等、新たな問題が生じています。

このような拡大、多様化する福祉ニーズに対応するためには、地域住民が地域の課題を「我が事」として捉え、解決していく意識とともに、町、社会福祉協議会、地域住民、関係機関等の協働により包括的に支援していく体制の整備が重要となっています。

こうした状況を踏まえ、さらなる地域福祉推進の充実を図るため、「和泊町地域福祉計画」を策定します。





図表：「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)【課題】

2 地域福祉計画・地域福祉活動計画の目的と法的根拠

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を営業者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

つまり、地域福祉を進める上での町全体の理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実現・実行するための中核をなす社会福祉協議会の行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画といえます。

図表：地域福祉計画と地域福祉活動計画の法的根拠等

	地域福祉計画	地域福祉活動計画
根拠法	社会福祉法 第 107 条	なし (社会福祉法第 109 条の規定に基づく社協が活動計画として策定するもの)
内 容	地域福祉を推進するうえで基礎となる理念や仕組みを示す基本計画	社会福祉協議会が策定する自主的な福祉活動を中心とした行動計画
所 管	和泊町	和泊町社会福祉協議会

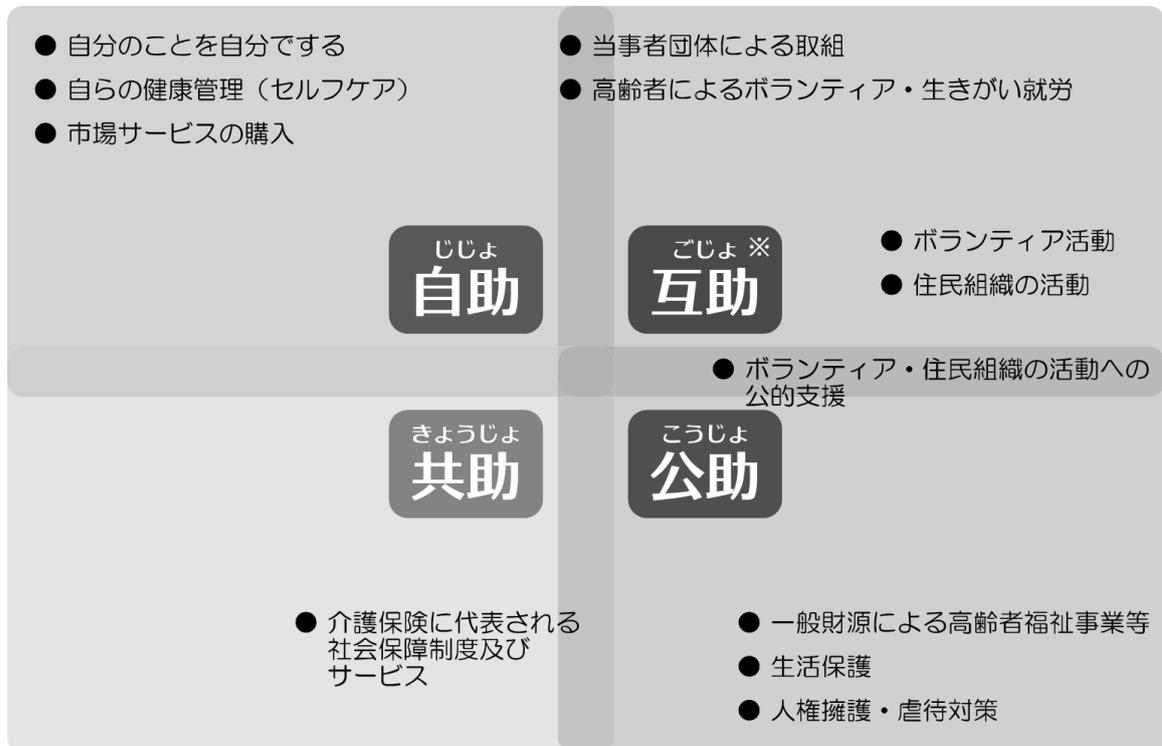
3 地域福祉の考え方

地域福祉とは、すべての住民が、健康で、住み慣れた地域で安心して生きがいのある生活が送れるよう、住民自らが地域の生活課題を発見し、その解決に取り組むとともに、地域で支え合い、助け合う関係や仕組みを築いていくことです。

住民、地域の活動団体、民生委員・児童委員、事業者、社会福祉協議会、町など、地域のあらゆる主体の協働による、地域福祉の推進における概念である「自助」、「互助」、「共助」、「公助」を、本計画では次のように定義します。

図表:「自助」「互助」「共助」「公助」の定義

分類	定義
自助	自分の力で住み慣れた地域で暮らすために、介護予防活動に取り組んだり、健康維持のために検診（健診）を受けたり、病気のおそれがある際には受診を行うといった、自発的に生活課題を解決する力。
互助※	家族、友人、クラブ活動仲間など、個人的な関係性を持つ人間同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題を、お互いが解決し合う力。また、それらの活動を発展させると、地域住民やNPO（非営利団体）などによる、ボランティア活動や、システム化された支援活動となる。
共助	制度化された、相互扶助。社会保険制度、医療や年金、介護保険など。
公助	自助・互助・共助でも支えることが出来ない問題に対して、最終的に対応する制度。例えば、生活困窮に対する生活保護や、虐待問題に対する虐待防止法などが該当する。



※従前、このような活動を「共助」と定義していましたが、本計画では国の地域包括ケアシステムのあり方において示された定義に合わせ、「互助」としました。

4 社会福祉法の改正について

(1) 改正社会福祉法

平成 29 (2017) 年 6 月公布の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 (平成 29 (2017) 年法律第 52 号)」に伴い、社会福祉法の一部改正が行われました (平成 30 (2018) 年 4 月 1 日施行)。

市町村においては、包括的な支援体制の整備 (第 106 条の 3) の他、市町村地域福祉計画の策定 (第 107 条) に努めるものとされています。

社会福祉法 (抄)
第百六条の三 市町村は次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、(中略) に関する事業
二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、(中略) に関する事業
三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立支援事業を行う者 (中略) に関する事業
2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする

第 106 条の 3 第 2 項に基づく指針については、国の地域力強化検討会の中間取りまとめにおける、地域づくりの 3 つの方向性を骨格として、最終取りまとめの内容を踏まえたものになるとされています。

地域づくりの 3 つの方向性「互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成」
①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な姿勢と福祉以外の分野との連携・協働によるまちづくりに広がる地域づくり
②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで、様々な取組を行う地域住民や福祉関係者によるネットワークにより共生の文化が広がる地域づくり
③「一人の課題から」、地域住民と関係機関(専門職)と一緒に解決するプロセスを繰り返して気付きと学びが促されることで、一人ひとりを支えることができる地域づくり

[出典] 地域力強化検討会「最終とりまとめ」(平成 29 年 9 月 12 日)

この他、地域福祉に関連する事項として、国では生活困窮者自立支援法 (平成 27 (2015) 年 4 月施行) の地域福祉計画への反映、重要な担い手である地区民生委員・児童委員の活動環境の整備を推進することとしています。

また、平成 28 (2016) 年 4 月に成立した「成年後見制度利用促進法 (成年後見制度の利用の促進に関する法律)」では、市町村は「成年後見制度利用促進計画」の策定が努力義務化されました。

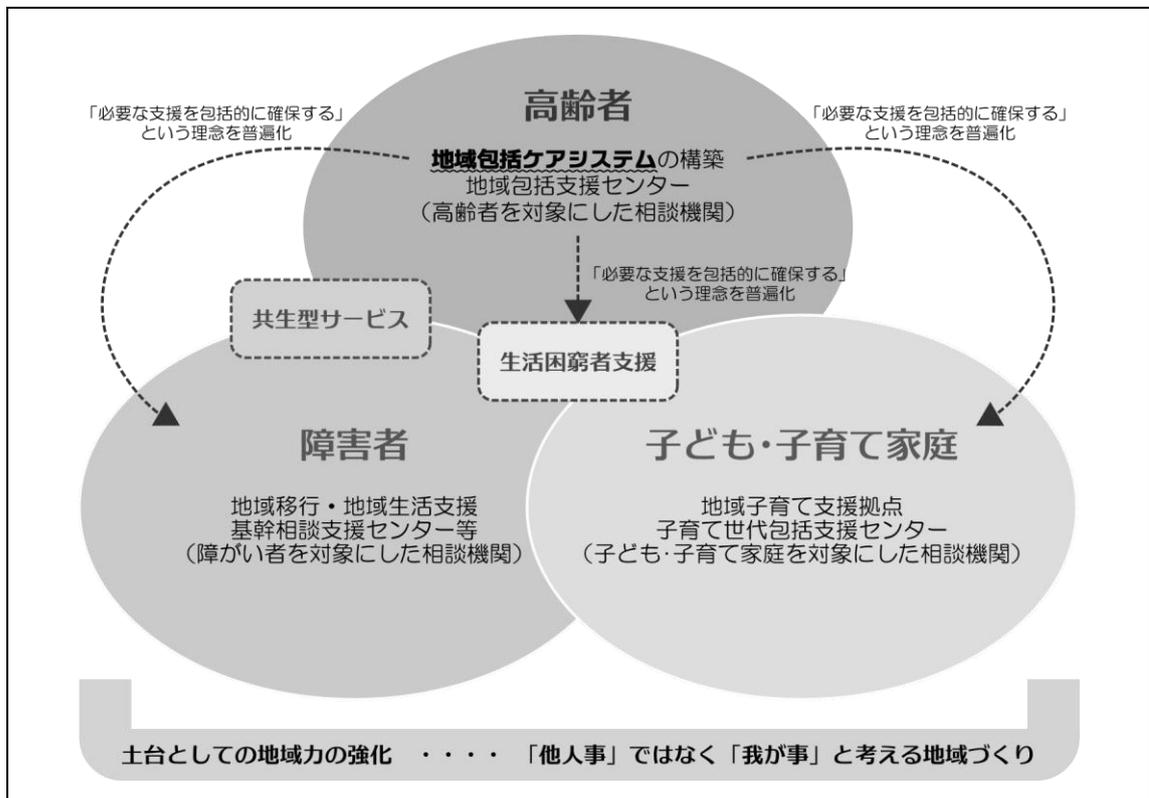
(2) 市町村における包括的な支援体制の整備

改正社会福祉法第 106 条の 3 に基づく「包括的な支援体制の整備」が求められる現状と課題及び体制整備の考え方として、次のような内容が示されています。

① 地域福祉をめぐる現状と課題

- 世帯の複合課題
 - ・ 高齢の親と働いていない独身の 50 歳代の子が同居している世帯（いわゆる「8050」）
 - ・ 介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）
 - ・ 障害児の親が高齢化し介護を要する世帯
 - ・ 様々な課題が複合して生活が困窮している世帯
- 制度の狭間にある課題
 - ・ 制度の対象外，基準外，一時的なケース
- 自ら相談に行く力がない
 - ・ 頼る人がいない，自ら相談に行くことが困難
 - ・ 社会的孤立・排除，一例である「ごみ屋敷」，地域住民から見ると「気づいていても何もできない」（見て見ぬふり）
- 地域の福祉力の脆弱化
 - ・ 少子高齢・人口減少化の進行，自治会・町内会の加入率減少などによる地域で課題を解決していくという地域力の脆弱化
- 新たな地域課題
 - ・ 単身世帯の増加，賃貸住宅への入居時の保証の問題，入院時の対応や看取り，死亡後の対応など成年後見を含め新たな生活支援が必要

② 体制整備の考え方



(3) 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

■ 福祉分野の「上位計画」としての位置付け

現状は、高齢者、障害者、子ども・子育てといった対象ごとに計画が策定され、それぞれ根拠法が異なりますが、これらに共通する事項を市町村地域福祉計画に盛り込むことで関連する計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保した福祉分野の「上位計画」として位置付けることで、制度の縦割りではない包括的な支援を推進することが求められています。

■ 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（改正社会福祉法による計画への追加記載事項）

今般の社会福祉法改正により、市町村地域福祉計画に盛り込む事項として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が加えられました。以下の①～⑯は、地域の実情に応じて追加することとされています。

地域の課題や資源の状況等に応じ、各福祉分野が連携して事業を行うことにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができるよう、創意工夫ある取組が重要です。

<計画記載の事項例>

- | | |
|--|--|
| ① 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携に関する事項 | ⑩ 高齢者や障害者、子どもに対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援の在り方 |
| ② 高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項 | ⑪ 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方 |
| ③ 制度の狭間の問題への対応の在り方 | ⑫ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用 |
| ④ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制 | ⑬ 「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理 |
| ⑤ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開 | ⑭ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進 |
| ⑥ 居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援の在り方 | ⑮ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効 |
| ⑦ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方 | ⑯ 役場内の全庁的な体制整備 |
| ⑧ 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方 | |
| ⑨ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方 | |

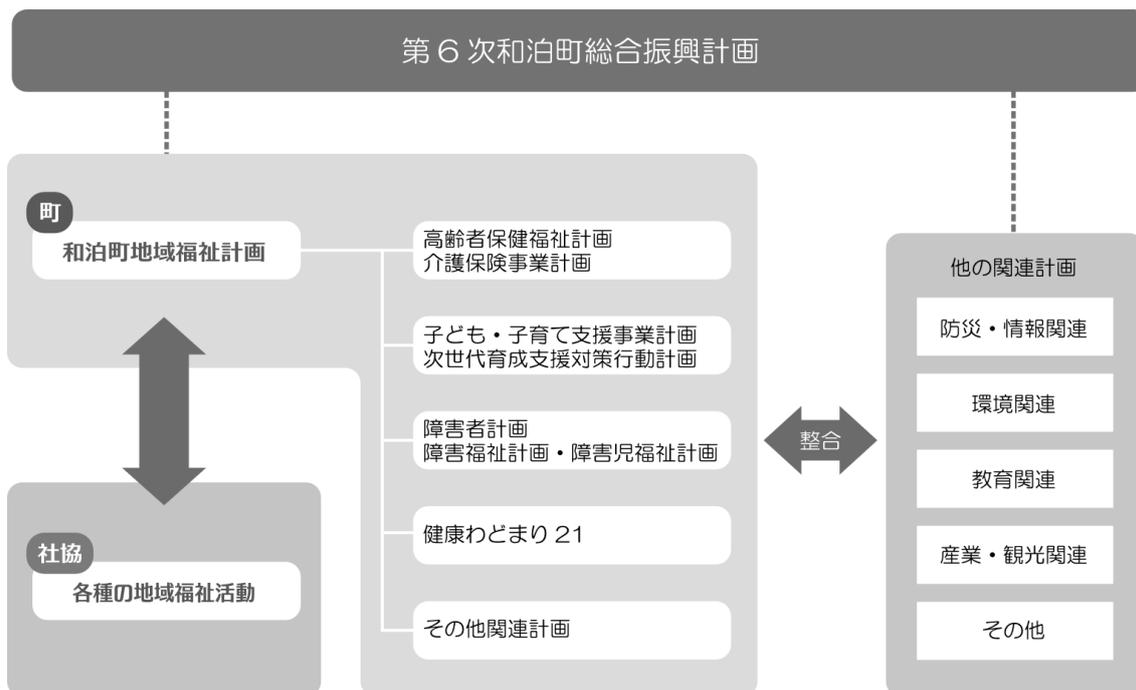
■ 包括的な支援体制の整備に関する事項(法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)

- ① 地域住民が主体的に地域生活課題の把握・解決ができる環境・拠点整備，関係機関ネットワークの構築
- ② 住民の身近な圏域において地域生活課題を包括的に受け止める体制整備

5 計画の位置づけ

「和泊町地域福祉計画」は、第6次和泊町総合振興計画を上位計画とし、高齢者の福祉や介護、児童福祉や子育て支援、障害福祉等、他の福祉分野における行政計画及び他の関連計画との整合性、連携を図りながら、幅広い地域住民の参加と協力を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標とします。

図表：地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置付け

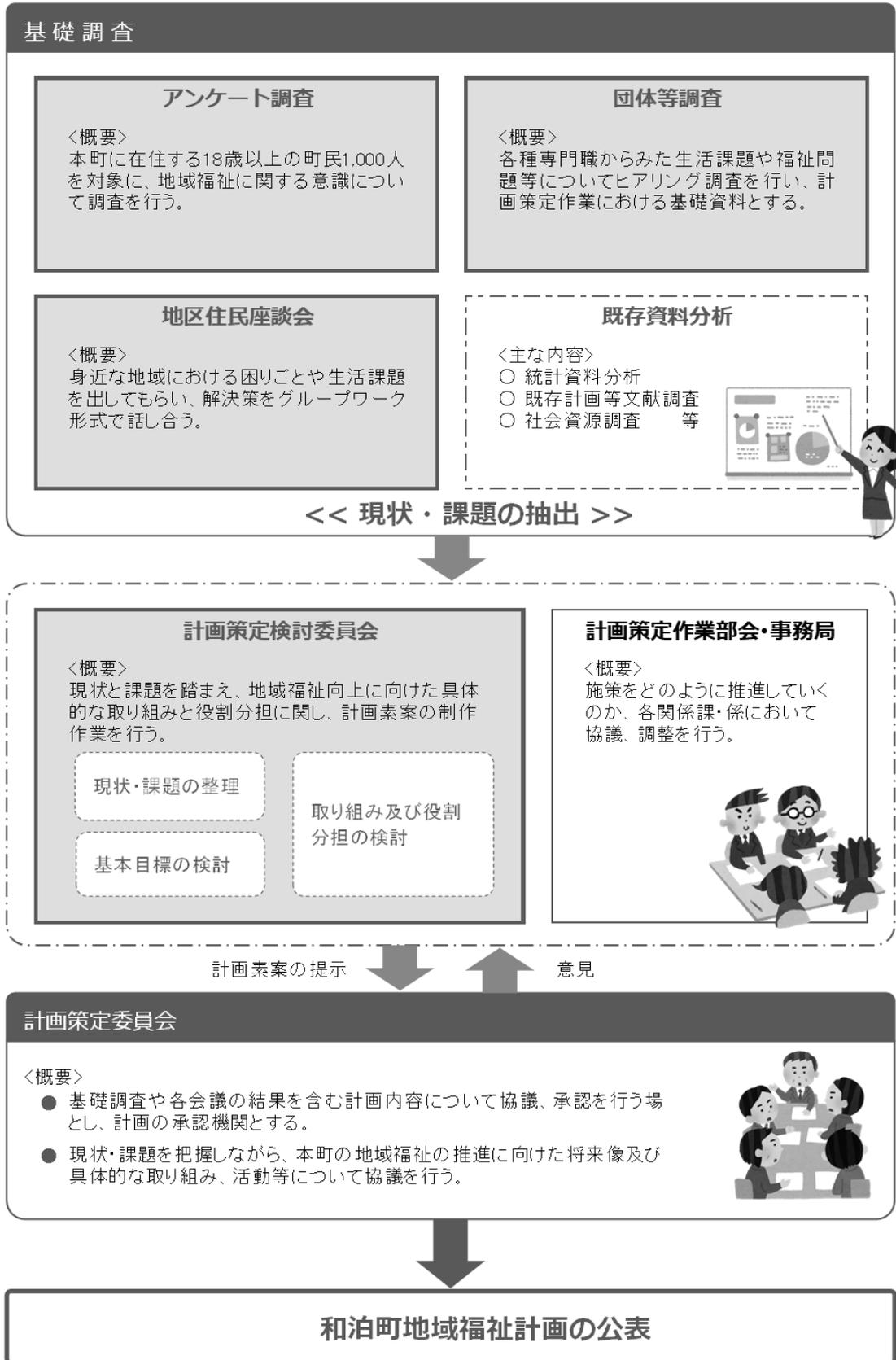


6 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和7年度までの6年間とします。

また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

7 計画の策定体制



8 計画策定の経緯

(1) 計画策定委員会

	期 日	議 題
第1回	令和元年 12月26日 (木)	○地域福祉計画について (計画策定の趣旨や期間, 法的根拠等) ○アンケート調査結果の報告
第2回	令和2年 2月12日 (水)	○団体運営アンケート結果について ○各小学校区の現状や取組及び課題について ○地域福祉計画骨子案について
第3回	令和2年 3月26日 (木)	○地域福祉計画素案について ○基本理念について

(2) 計画策定作業部会・事務局

	期 日	議 題
第1回	令和元年9月	○アンケート項目の検討
第2回	令和2年1月	○各団体アンケート調査結果の報告 ○地域福祉計画「骨子案」について ○基本目標について ○施策の体系について
第3回	令和2年2月	○取組の記載内容について ○地域福祉計画の基本理念について ○地域福祉計画素案について

9 計画の基本理念と基本目標

(1) 計画の基本理念

本計画の上位計画である「第6次和泊町総合振興計画」が令和2年3月に策定され、基本理念として、【農産物や海産物，自然資源，美しい景色や環境など，様々な恩恵を与えてくれる島の豊かな自然に寄り添いながら「未来」に引き継ぎ，利便性や物質的豊かさだけではない，全ての町民が心豊かに暮らせるまちを創ります。】と掲げています。保健・福祉分野においては，「ささえあう」を掲げ，すべての町民が互いに助け合い，生きがいを持って暮らせる，あたたかいまちを目指しています。

また，福祉分野の各計画においても，総合振興計画との関連性・継続性を踏まえ，それぞれ以下の基本理念を掲げています。

- 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
豊かで心やすらぐ活力ある健康なまち
- 子ども・子育て支援事業計画
安心・夢・ゆとりある子育てができるまちづくり
- 障害者計画及び障害福祉計画並びに障害児福祉計画
障害のある人が，住み慣れた地域で必要なサービスを受けられるまち

基本理念

本計画において，第6次和泊町総合振興計画及びその関連計画との関連性・継続性を踏まえ，基本理念を「ともに考え ともに語り ともに支え合うまち」とし，各関係機関と連携を図りながら支援体制づくりを推進します。

(2) 計画の基本目標

基本理念の実現を目指し，施策展開の基本方向として，以下の基本目標を設定し，地域住民や関係団体，事業者と連携して地域福祉を推進していきます。

基本目標① 地域をつなぐ仕組みをつくる

基本目標② 地域で支え合う仕組みをつくる

基本目標③ 支援を必要とする人とつながる仕組みをつくる

第2章 和泊町の現状

1 統計データからみる本町の現状

(1) 人口

①人口の推移

本町の総人口は年々減少傾向にあります。平成12年度と令和元年度を比較すると、年少人口は388人、生産年齢人口は1,070人それぞれ減少しているのに対し、老年人口は86人増加しており、高齢化率は年々上昇を続けています。

図表：人口及び世帯数の推移



[出典] 国勢調査（平成12～27年度）・住民基本台帳（令和元年度）

②人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本町の総人口は令和7年には6,000人を割り込むと予想されています。今後も人口減少に伴う少子高齢化は進行し、高齢化率も上昇を続けていくものと考えられています。

図表：将来推計人口（平成30（2018）年推計）

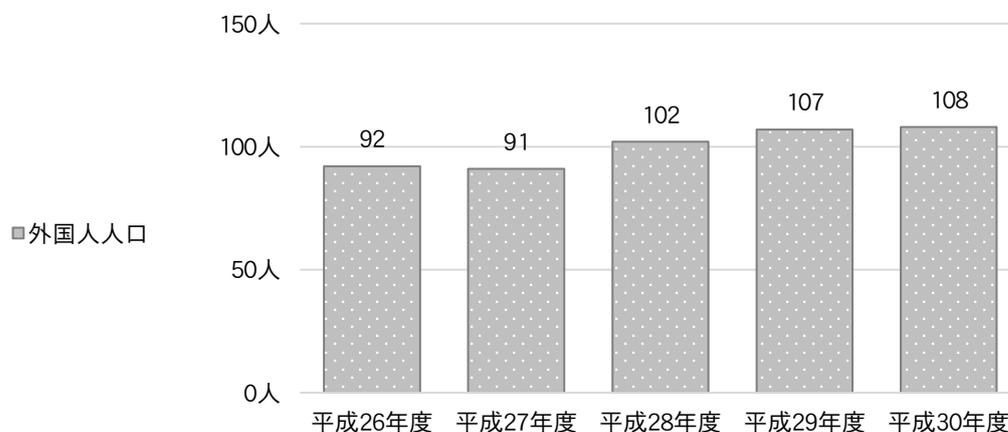


[出典] 国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）』

③外国人人口の推移

外国人人口の推移をみると、平成 27 年度以降年々増加を続け、平成 30 年度には 108 人となっています。

図表：外国人人口の推移

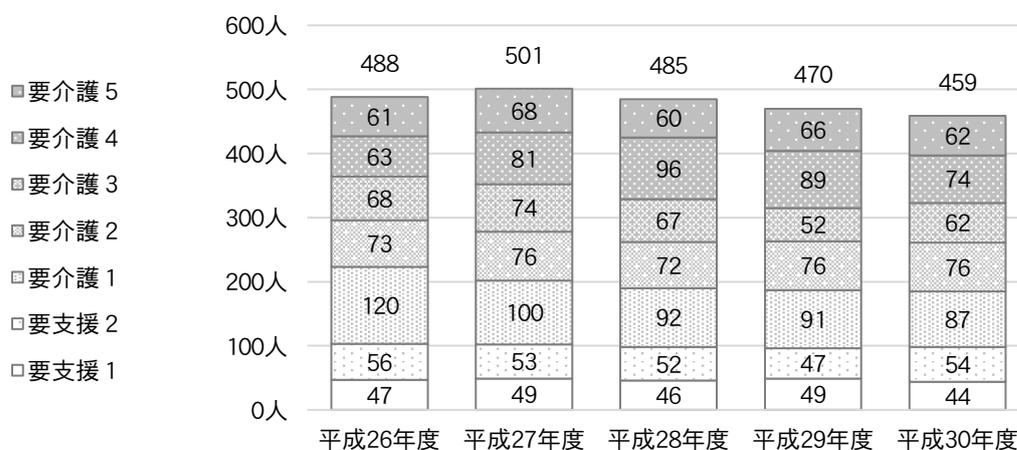


[出典] 町民支援課 年齢別人口集計表（基準日：各年 2 月 28 日現在）

(2) 要介護認定者数の推移

介護サービスの必要度を判断するための基準である要介護認定者についてみると、平成 27 年度以降は減少傾向にあります。今後、前期高齢者が後期高齢者へ移行し、身体機能や認知機能の低下などから介護サービスを必要とするケースの増加も予想されます。

図表：要介護認定者数の推移

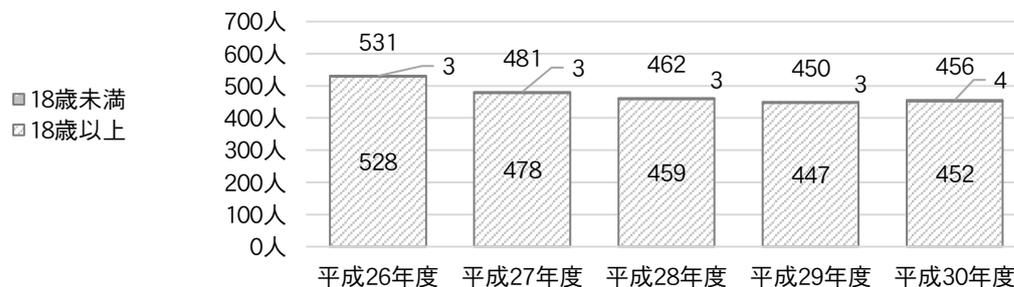


[出典] 介護保険事業状況報告（H26～H30 3 月分月報より）

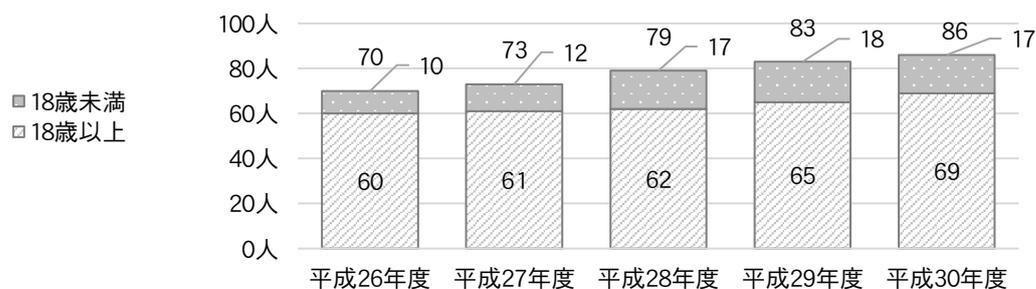
(3) 障害者手帳所持者数の推移

各手帳所持者数の推移は以下のようになっています。

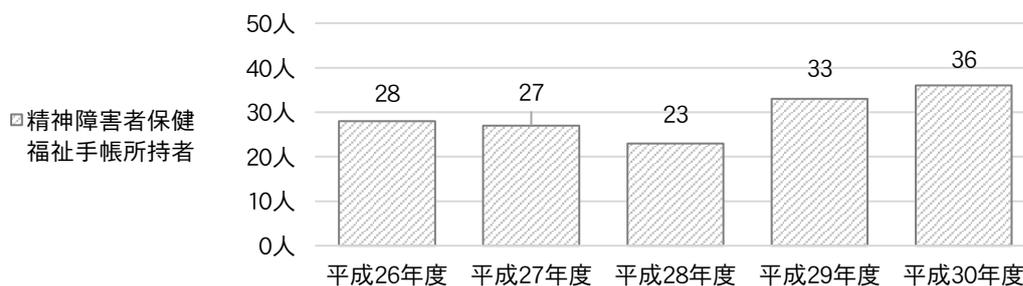
図表：身体障害者手帳所持者数の推移



図表：療育手帳所持者数の推移



図表：精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



[出典] 保健福祉課（基準日：各年3月31日現在）

(4) 高齢者の社会参加について

高齢者の主な社会参加の状況は下表の通りです。長寿クラブ加入者数は横ばいで推移しています。ふれあいいきいきサロン団体数、シルバー人材センターの会員数は増加がみられます。

図表：社会参加の状況

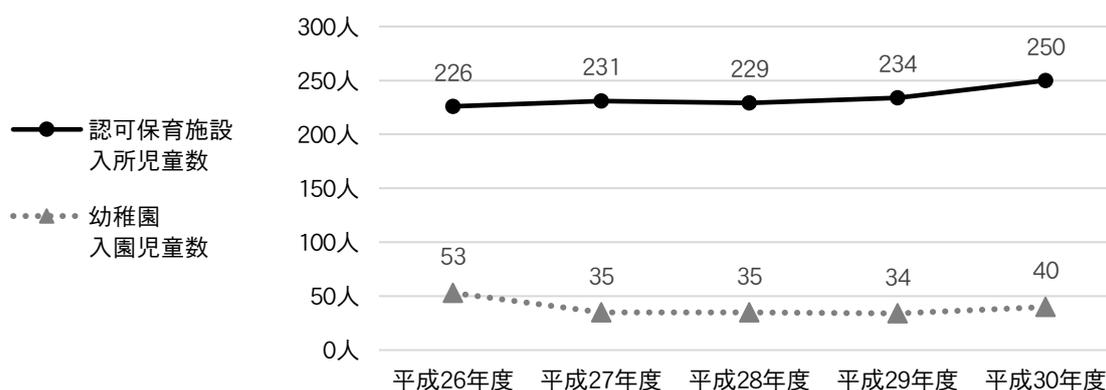
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
長寿クラブ団体数	22	21	21	20	20
長寿クラブ加入者数	960	865	865	864	865
ふれあいいきいきサロン団体数	2	3	5	8	9
シルバー人材センター会員数	187	202	185	189	208

【出典】和泊町長寿クラブ連合会・和泊町シルバー人材センター

(5) 保育園・こども園及び幼稚園の利用者数の推移

保育所への入所状況をみると、平成26年度以降増加傾向にあります。幼稚園への入園状況をみると、平成27年度に減少し、以降横ばいで推移していましたが平成30年度に増加に転じています。

図表：保育園・子ども園及び幼稚園の入所・入園児童数の推移

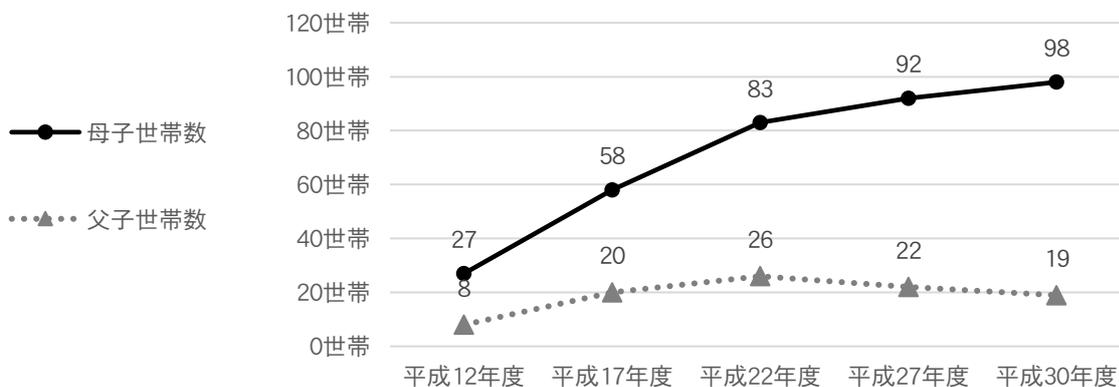


【出典】町民支援課（基準日：各年3月31日現在）

(6) 母子世帯・父子世帯数の推移

母子世帯、父子世帯数ともに増加傾向にあり、平成12年度と平成30年度を比較すると、母子世帯が71世帯、父子世帯が11世帯増加しています。

図表：母子世帯・父子世帯数の推移

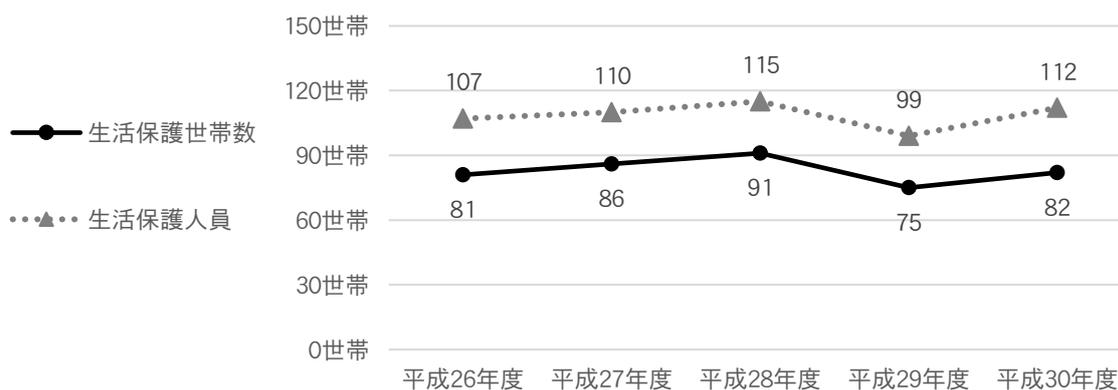


【出典】国勢調査 H12～H27・H30 住民基本台帳（基準日：1月1日現在）

(7) 生活保護世帯・人員の推移

生活保護世帯・人員は、年度によりばらつきはあるものの横ばいで推移しています。

図表：生活保護世帯・人員の推移



【出典】沖永良部福祉事務所 生活保護受給者名簿（基準日：各年3月31日現在）

(8) 虐待・DV・自殺の相談・通報件数

各年度の各種虐待などの通報・届出・相談件数は以下のようになっています。

図表：虐待・DV・自殺などの状況

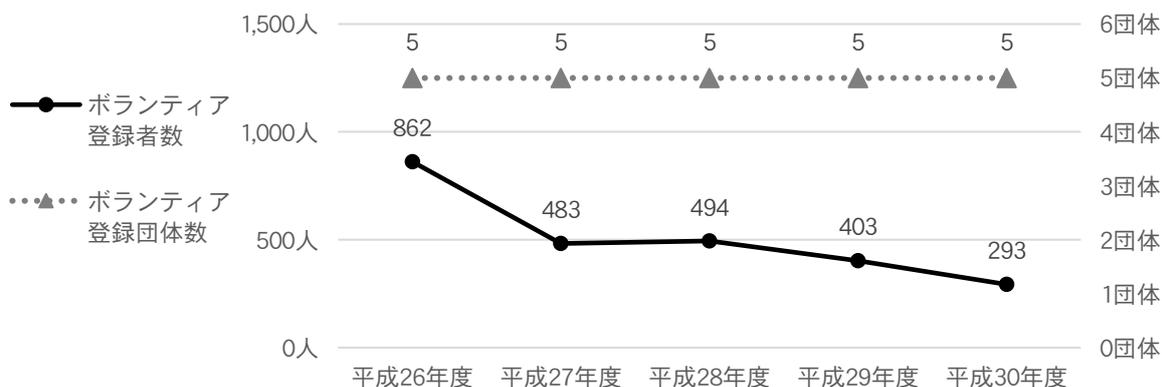
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
高齢者虐待相談・通報件数	3	4	4	0	2
障害者虐待相談・通報件数	0	0	0	0	0
児童虐待相談・通報件数	21	11	9	21	7
DV相談・通報件数	3	3	0	2	0
自殺者数	4	2	0	0	0

【出典】：統計法に基づく福祉行政報告例（基準日：各年3月31日現在）

(9) ボランティア登録者数・団体数

ボランティア団体数は平成26年度以降5団体と増減はありませんが、ボランティア登録者数は減少傾向にあり、平成30年度は293人と平成26年度と比較して569人減少しています。

図表：ボランティア登録者数・団体数の推移



【出典】和泊町社会福祉協議会（基準日：各年3月31日現在）

2 アンケート調査からみる本町の現状

(1) 調査の概要

●調査対象者 : 和泊町に住所を有する 18 歳以上の町民から無作為に抽出

●調査期間 : 令和元年 9 月～10 月

●調査方法 : 郵送配布・郵送回収

●回収結果

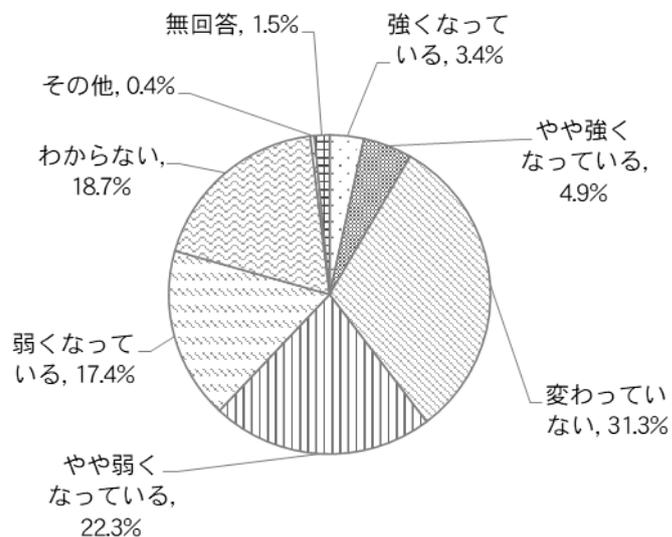
調査件数	回収数	回収率	有効回答数
1,000	468	46.8%	466

(2) 調査結果 (抜粋)

①地域とのつながりについて

今住んでいる地域のはつながりは、以前と比べてどのようになっていると感じますか。

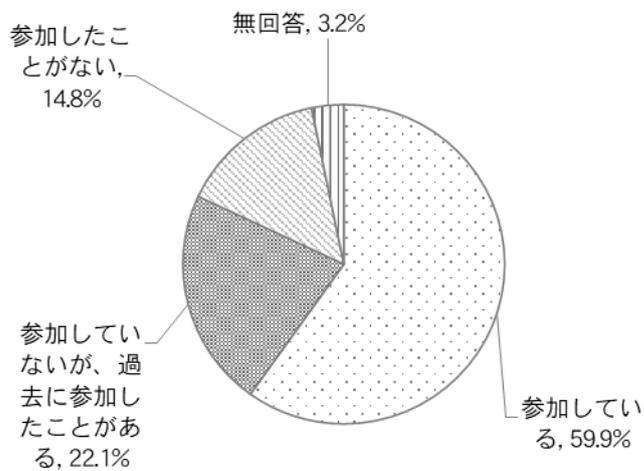
【単数回答】



「変わっていない」とする割合が 31.3%で最も高く、次いで「やや弱くなっている」が 22.3%、「わからない」が 18.7%となっています。
(n=466)

②地域活動について

現在、自治会や子ども会、PTAなどの地域活動に参加していますか。【単数回答】



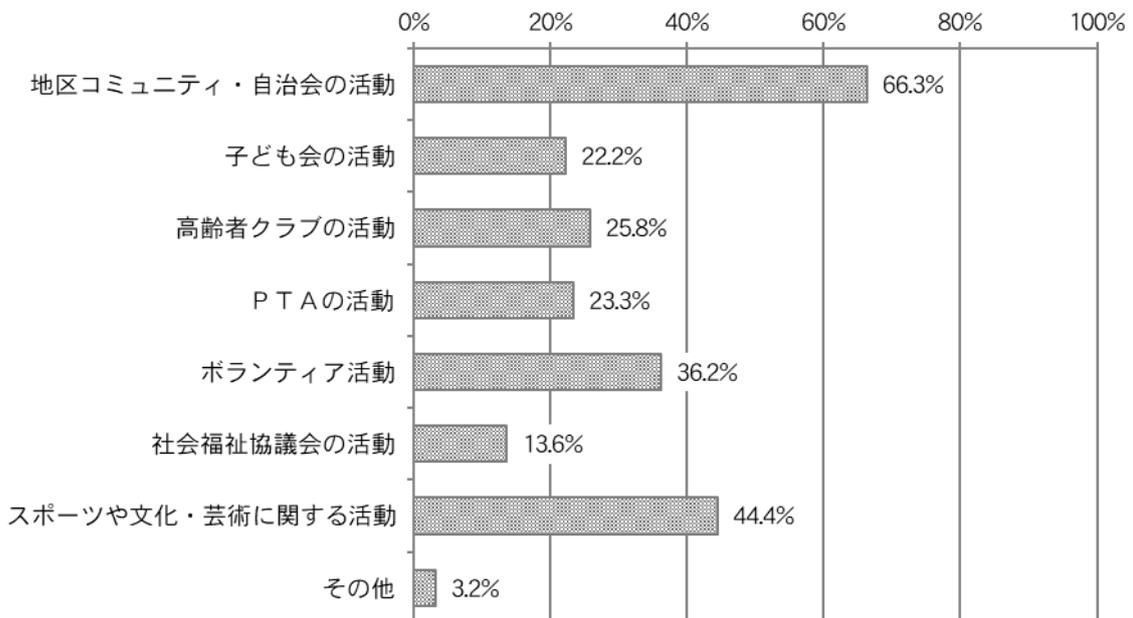
「参加している」とする割合が59.9%で最も高く、次いで「参加していないが、過去に参加したことがある」が22.1%、「参加したことがない」が14.8%となっています。

(n=466)

どんな活動に参加していますか。【複数回答】 ※参加していると答えた方

「地区コミュニティ・自治会の活動」とする割合が66.3%で最も高く、次いで「スポーツや文化・芸術に関する活動」が44.4%、「ボランティア活動」が36.2%となっています。

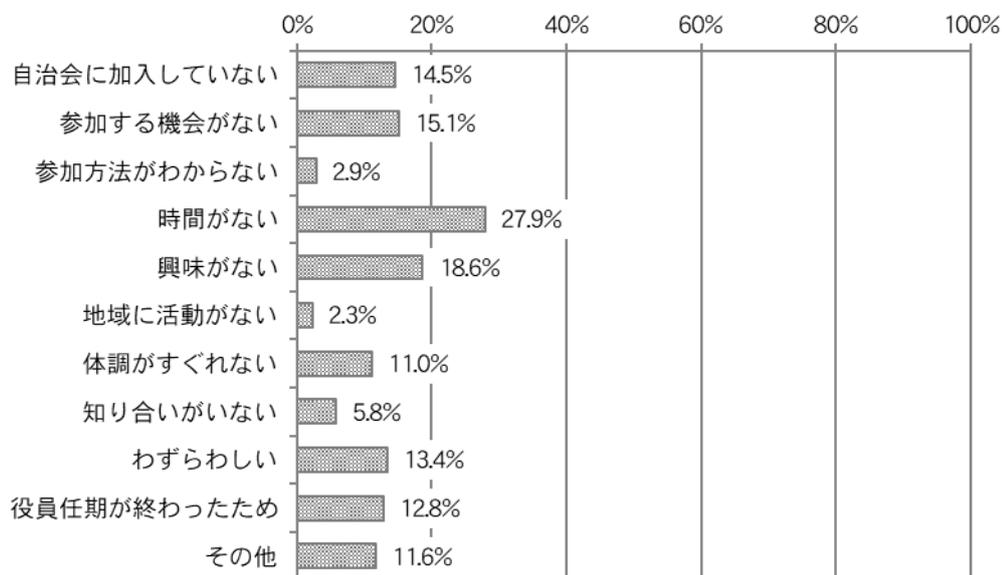
(n=279)



現在参加していない理由は何ですか。[複数回答]

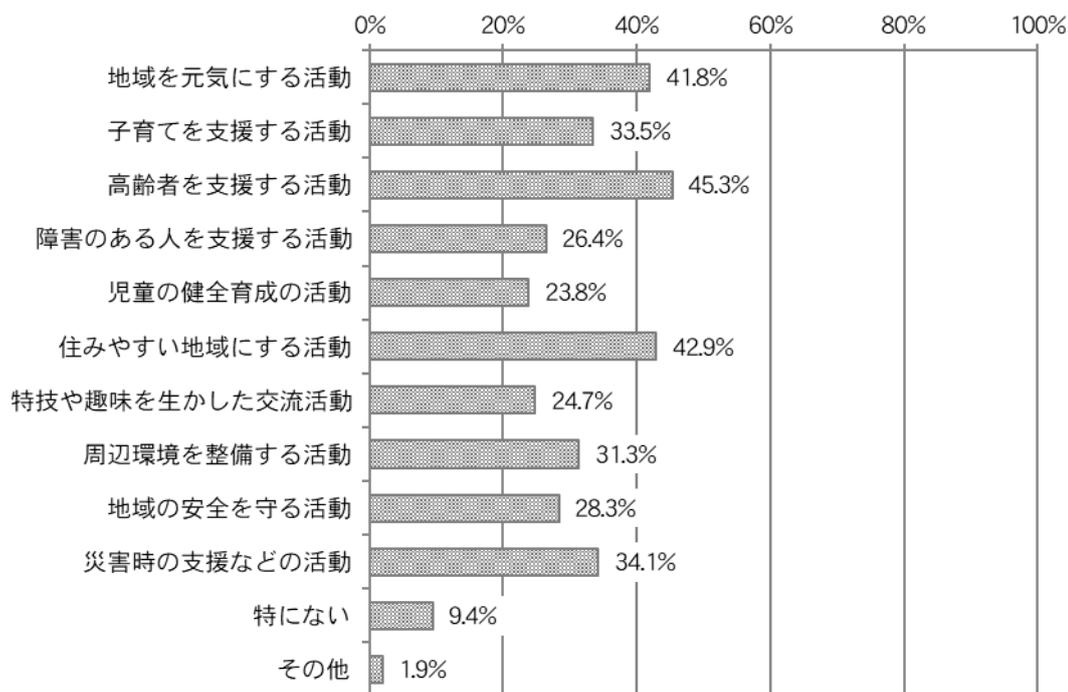
※参加していないが、過去に参加したことがある、参加したことがないと答えた方

「時間がない」とする割合が27.9%で最も高く、次いで「興味がない」が18.6%、「参加する機会がない」が15.1%となっています。(n=172)



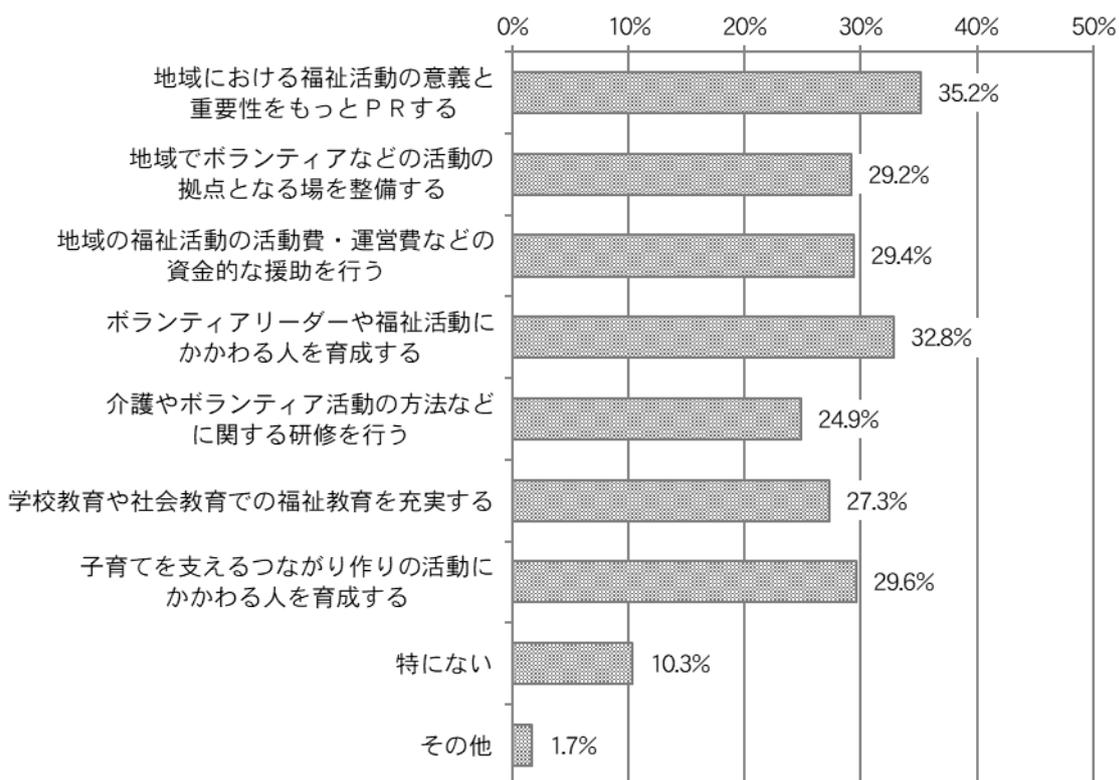
あなたの地域に今後どのような地域活動が必要だと思いますか。[複数回答]

「高齢者を支援する活動」とする割合が45.3%で最も高く、次いで「住みやすい地域にする活動」が42.9%、「地域を元気にする活動」が41.8%となっています。(n=466)



地域における助け合い、支えあい活動を活発にするためには、どのようなことが必要だと思いますか。[複数回答]

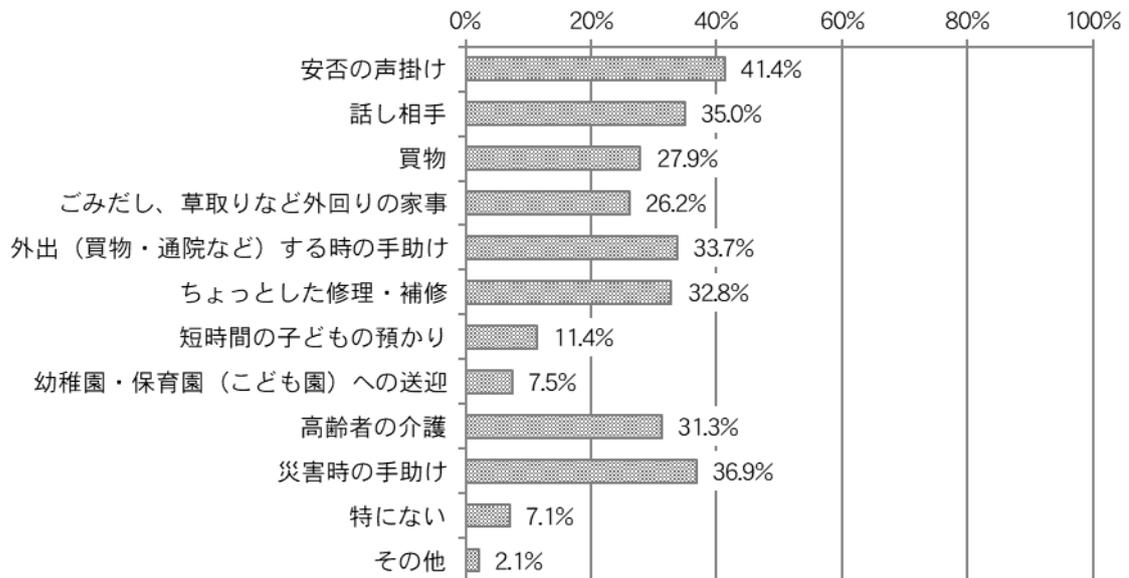
「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」とする割合が35.2%で最も高く、次いで「ボランティアリーダーや福祉活動にかかわる人を育成する」が32.8%、「子育てを支えるつながり作りの活動にかかわる人を育成する」が29.6%となっています。(n=466)



③地域での助け合いについて

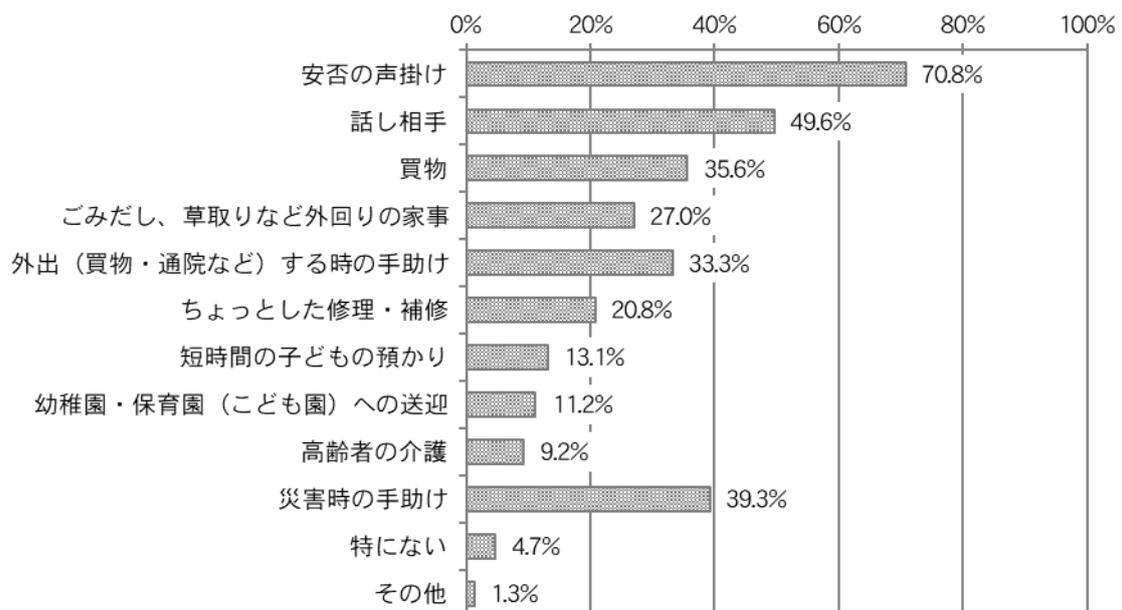
自分やご家族が、高齢や病気、もしくは子育てなどにおいて、日常生活が不自由になったとき、どのような手助けをしてほしいですか。[複数回答]

「安否の声掛け」とする割合が41.4%で最も高く、次いで「災害時の手助け」が36.9%、「話し相手」が35.0%となっています。(n=466)



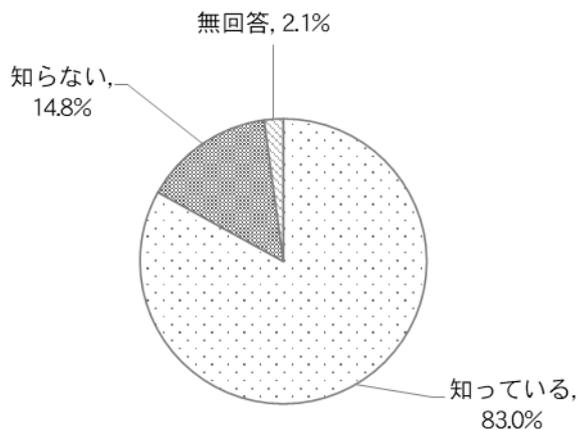
隣近所で困っている人がいたとき、どのような手助けができますか。[複数回答]

「安否の声掛け」とする割合が70.8%で最も高く、次いで、「話し相手」が49.6%、「災害時の手助け」が39.3%となっています。(n=466)



④災害発生時の避難について

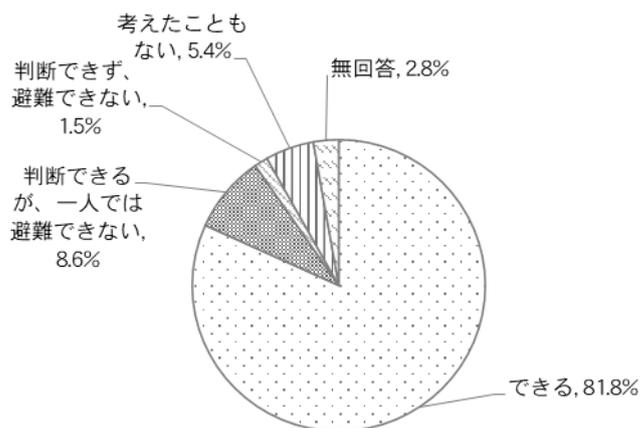
災害発生時の避難場所について、どこに避難するかご存知ですか。[単数回答]



「知っている」とする割合が83.0%、「知らない」が14.8%となっています。
(n=466)

災害発生時に、緊急性を判断し、避難場所まで1人で避難することができますか。

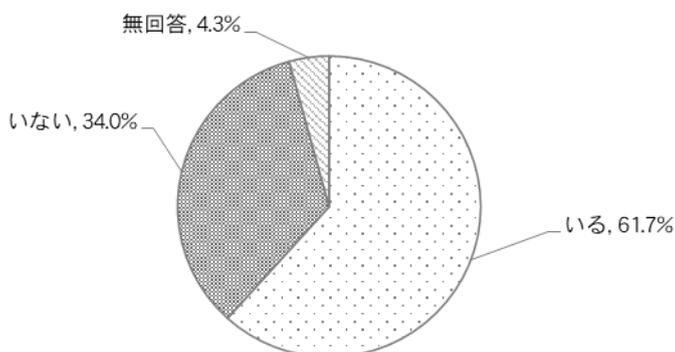
[単数回答]



「できる」とする割合が81.8%、「判断できるが、一人では避難できない」が8.6%、「判断できず、避難できない」が1.5%となっています。
(n=466)

災害発生時に避難するとき、近所のだれかに頼める人がいますか。[単数回答]

※判断できるが一人では避難できない、判断できず避難できないと答えた方



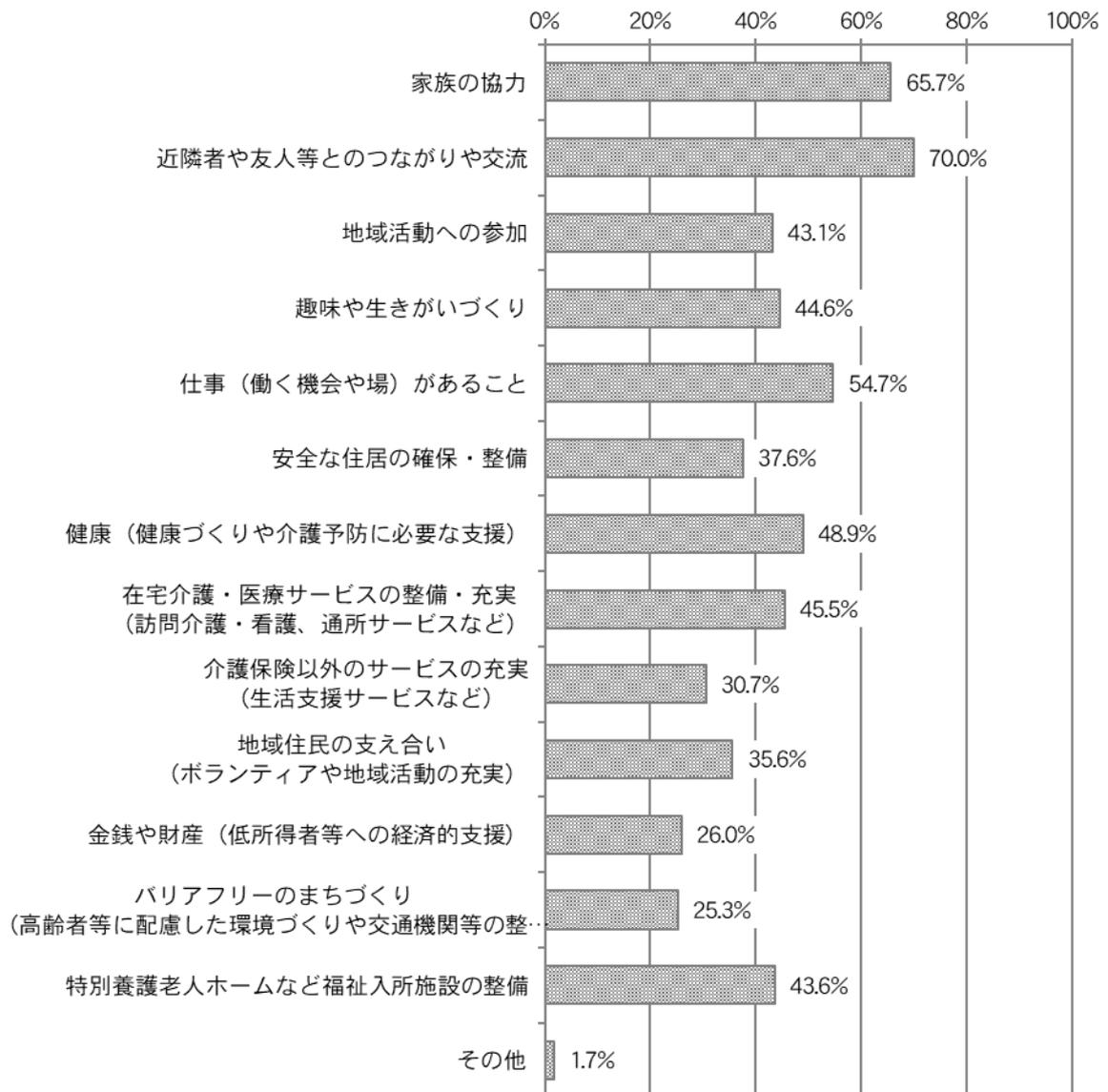
「いる」とする割合が61.7%、「いない」が34.0%となっています。
(n=47)

⑤安心して生活するために必要なこと

「すべての住民が住み慣れた地域で安心して生活できるまち」を実現するために、特に重要なことは何でしょうか。[複数回答]

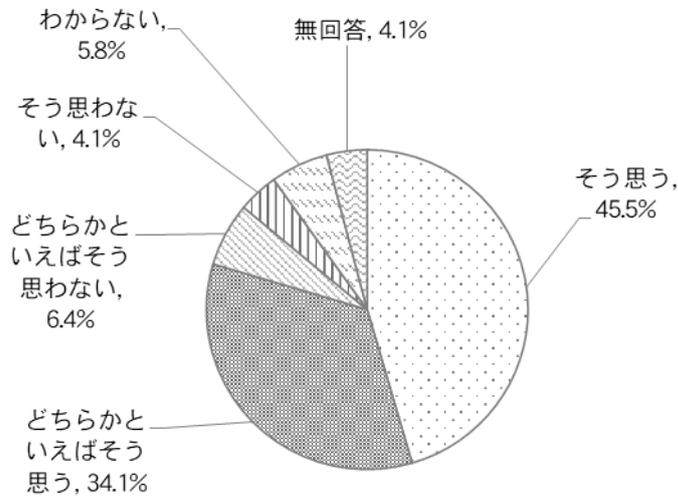
「近隣者や友人等とのつながりや交流」とする割合が70.0%で最も高く、次いで「家族の協力」が65.7%、「仕事（働く機会や場）があること」が54.7%となっています。

(n=466)



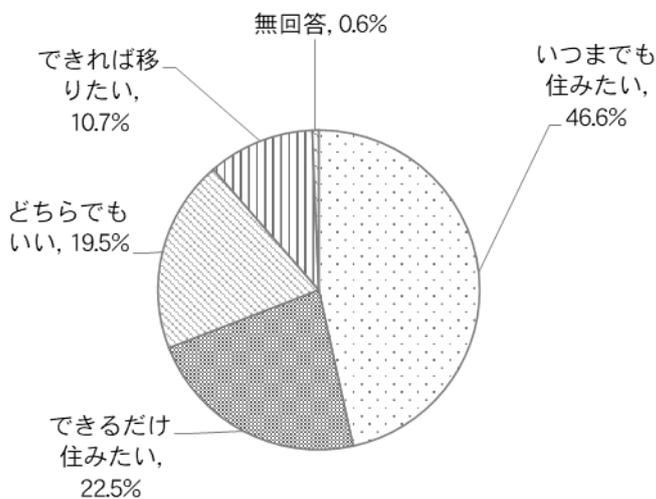
⑥地域への愛着について

住んでいる地域に愛着を感じています。【単数回答】



「そう思う」とする割合が45.5%で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が34.1%となっています。
(n=466)

あなたはずっとこの町に住みたいですか。それとも別の場所に移りたいですか。【単数回答】



「いつまでも住みたい」とする割合が46.6%で最も高く、次いで「できるだけ住みたい」が22.5%、「どちらでもいい」が19.5%となっています。
(n=466)

3 関係団体ヒアリング結果

(1) 団体を運営（経営）している中で主な問題点

- 会を続けるためのリーダーの育成
- 活動資金の調達
- 会員等の不足
- 活動に対する周囲の理解不足
- 関連団体との連携不足

(2) 現在取り組んでいる地域活動の中で感じている地域の課題等

- 平成 10 年頃まで実感として残っている地区の連帯意識が核家族化と高齢化が進む現状で強く求められている時代に連帯意識の薄さを感じる。それぞれの地域に連帯意識の向上をどう構築するか。
- 人が住んでいるところに全て課題があるのが普通で、一つひとつの課題に住民、町、県、関係機関、団体と協力して取り組む。
- 高齢者や島民から、この活動に対して、全ての意見や気持ちを聞ける体制作りがこの会の目的だと思う。
- 買物ができない住民が集まる場所や日時がわかれば、注文を受けたり配達できると思う（タラソの送迎のように）。
- 高齢化や人口減少に伴って婦人会員の確保が非常に難しくなっている。各字の活動には参加しても地女連の活動には不参加という事例も出てきた。一方求められる社会的役割は増加していくのではないかと（高齢者見守りなど）⇒活動の静選は大きな課題である。
- 人との繋がりやコミュニケーションをとるのが苦手な人が多く、地域から孤立しやすく、いざという時に頼れる人がいず困る人が多いように思う。
- 様々な制度や機関でそのような方を支えることは可能だが、できる範囲が決まっているため“制度の狭間”の課題が出た時に困る。
- 相談できる法律の専門家が身近にいない。
- 障害者の高齢化に伴う会員の減少と親亡き後の子供（障害者）の入所施設がないこと。また、施設を建てるとなった場合、地域住民の障害に対する理解度が低い。

(3) 地域活動をする上での問題点・課題

①活動費

- ・活動終了後のお茶代
- ・交通費（せめてガソリン代）
- ・新規事業をしたくても予算的に困難

②人材

- ・連絡係がない
- ・会員確保が困難

③構成員・会員等の意識

- ・様々な出来事を我がごととしてとらえられない
- ・リーダーの要請があればまず引き受ける
- ・諮問として役割が十分に果たされていない

④施設・設備

- ・空家とその整備（空家の有効活用）

⑤行政等からの支援

- ・取り組むテーマで相談・支援の窓口
- ・活動助成がほしい

⑦その他

- ・区長は集落の課題や問題に積極的に取り組む姿勢が求められる

(4) 貴団体が今後、地域活動へ取り組む予定・計画

・困り感（学習不振，不登校，しつけ面等）をもった子どもの学習・生活について学校と連携を図り支援していきたい。

・責任と義務を果たした高齢者が住んで良かったと思う集落づくり。

・町民，町，県，関係団体と協力して地域福祉の向上に取り組んでいるので，さらにその充実に向けて活動していく。

・子どもを産み育て，のびのびと成長していける環境を整備する。

・長寿会→（活動の活性化や見守り活動のため），育成団体→（若い子育て世代との連携を深めて地女連会員の増に繋げたい）との連携強化を図りたい。

・就労の場及び職業訓練先の開拓。

・障害スポーツを通じて，地域住民の方々との交流を図り，障害への理解を深め，わけ隔てなく安心して安全に生活できる環境づくりを目指す。

(5) 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくための地域活動の推進について

- ・ 予防医療に力を入れ、在宅医療と訪問医療と介護を充実させる方向で、これに地域住民の支援意識を構築していく。
- ・ 空家だけでなく、複数人が集まり連絡がスムーズに取れるシステムが確立すること。
- ・ 子ども達と各世代との交流の場を増やしたほうが良い。
- ・ 町民自身が地域課題の解決に向けて、できる範囲で取り組む機運を高めることが必要。



第3章 施策の体系

基本理念 ともに考え ともに語り ともに支え合うまち

基本目標 **1** 地域をつなぐ仕組みをつくる

- (1) 地域包括支援体制の確立
- (2) 包括的な相談支援体制の整備
- (3) 地域福祉を担う人材の確保・育成

基本目標 **2** 地域で支え合う仕組みをつくる

- (1) 住民主体の支えあいの地域づくり
- (2) 「福祉の心」づくり
- (3) ボランティア活動の促進
- (4) 地域活動の参加者や担い手(リーダー)の確保・育成
- (5) 健康・生きがいづくり

基本目標 **3** 支援を必要とする人とつながる仕組みをつくる

- (1) 福祉サービスの充実
- (2) 生活支援体制の整備
- (3) 災害時の避難支援体制づくりの推進
- (4) 権利擁護支援の充実
- (5) 生活に困難を抱えている人の自立支援
- (6) 虐待の防止及び適切な対応の推進
- (7) 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現

第4章 施策の展開

◆関連計画は各計画を以下のように表記しています。

高齢者	・・・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
子ども	・・・子ども・子育て支援事業計画
障害	・・・障害者計画及び障害福祉計画， 障害児福祉計画
自殺対策	・・・自殺対策行動計画

1 地域をつなぐ仕組みをつくる

(1) 地域包括支援体制の確立

高齢者を地域で包括的に支える仕組みとして推進している「地域包括ケアシステム」を，高齢者だけではなく，障害のある人や子育て家庭，生活困窮者など，支援を必要とするすべての人が，その人に合った支援を切れ目なく包括的かつ継続的に受けることができ，住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる仕組みとして広げていくことで，すべての人が世代や背景を問わず，安心して暮らし続けるまちづくりを推進します。

■ ■ 主な取組 ■ ■

地域包括ケアシステムの推進			
高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう，介護保険制度によるサービスのみならず，その他のフォーマルやインフォーマルの多様な社会資源を本人が活用できるようにするため，包括的及び継続的に支援します。			
実施主体	地域包括支援センター	関連計画	高齢者
協働・連携	保健福祉課，社会福祉協議会，医療介護福祉関係機関，その他		

地域ケア会議			
高齢者個人に対する支援の充実と，それを支える社会基盤の整備を同時に進め，高齢になっても住み慣れた地域で尊厳のある自分らしい生活が継続できるよう，地域ケア会議の充実を図ります。また，個別ケースの課題分析時に専門職からの助言等を受けることにより，個別課題の解決を図り，多職種協働での支援体制の構築を図りながら，地域の課題の発見に努めます。			
実施主体	地域包括支援センター	関連計画	高齢者
協働・連携	医療介護福祉関係機関		

地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

地域における子育て支援の拠点となり，親子の交流や世帯同士の交流を促進させます。また，子育てにおける不安などを軽減できるよう支援します。

実施主体	町民支援課	関連計画	子ども
協働・連携	保健センター		

見守り活動

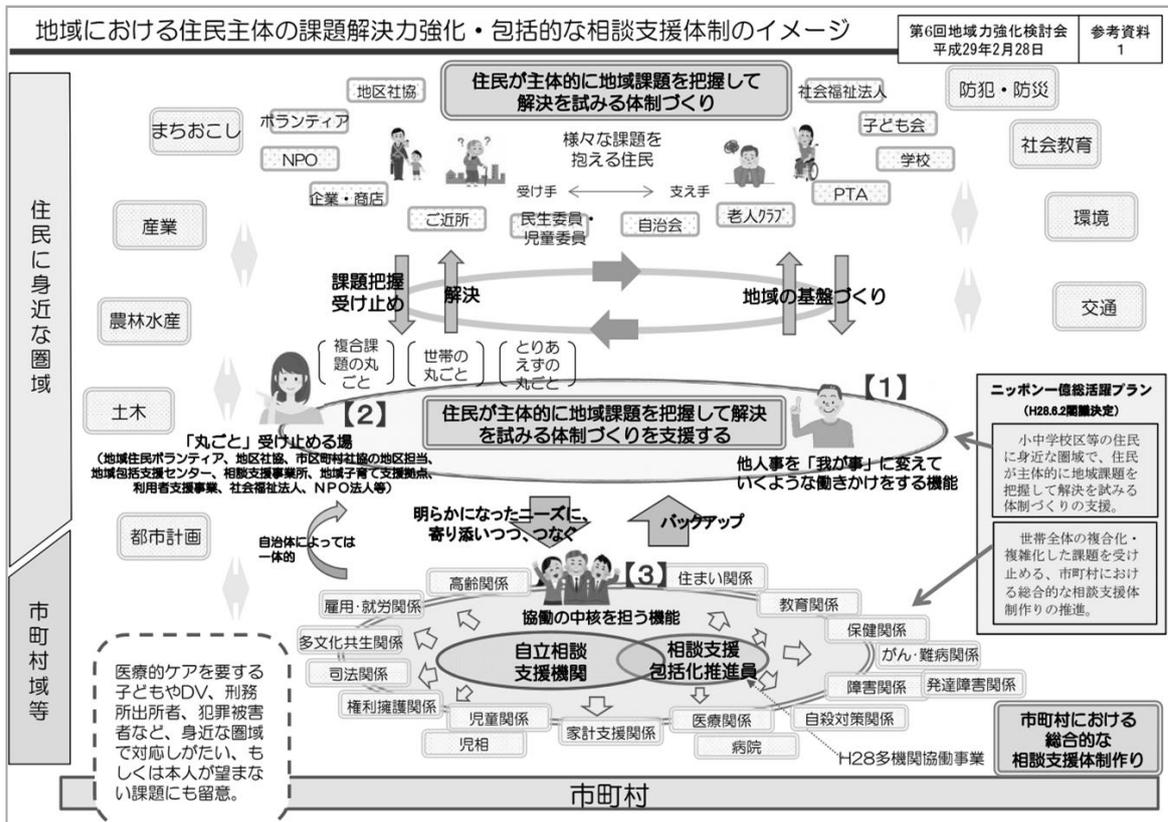
要配慮者が住み慣れた地域の中で孤立することなく，安心してその人らしい生活が送れるように，地域住民と関係機関が相互に協力し合い，住民参加による地域見守り，助け合い活動を行います。

実施主体	社会福祉協議会
協働・連携	民生委員児童委員，見守りサポーター，区長会，消防団



(2) 包括的な相談支援体制の整備

相談者本人のみならず、育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、総合的な相談支援体制づくりを進めます。



■ 主な取組 ■

各分野を越えたネットワークづくり

(1) 各相談機関のソーシャルワーク機能の強化

研修会や事例検討会の開催等により、顔の見える関係づくりに努め、個別対応を強化し相談を受け止め繋ぐことが確実にできる体制づくりを強化していきます。

(2) 連絡会・ネットワークの場づくり

地域包括支援センターにおける地域ケア会議等の機能を拡充し、個別ケース及び分野を超えた地域課題の共有を図る場づくりを行っていきます。

(3) 包括的支援体制の整備

多機関協働事業、相談支援包括化推進員の配置等を検討していきます。

実施主体	保健福祉課	関連計画	高齢者、障害
------	-------	------	--------

協働・連携	各医療福祉関係機関
-------	-----------

相談支援事業

地域住民の相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービス等の利用支援を行います。

実施主体	社会福祉協議会，地域包括支援センター，保健センター
協働・連携	地域住民，民生委員児童委員

沖永良部くらし・しごとサポートセンター事業

住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な関係機関と連携して、住民の福祉増進を図ります。

実施主体	社会福祉協議会
協働・連携	各関係機関



(3) 地域福祉を担う人材の確保・育成

介護人材をはじめとした福祉職への理解促進等による人材の呼び込みや就労支援、定着支援、キャリアアップ支援等の人材確保に向けた取組を推進します。

■ ■ 主な取組 ■ ■

介護職を担う人材の確保・育成			
<p>(1) 事業者連絡会の設置 島内での職員確保や資質向上に関わる課題を共有し、連携した取組を展開するための協議の場を設置していきます。</p> <p>(2) 介護職への理解・普及・啓発 魅力ある介護職のイメージアップに繋がるように実施する。</p>			
実施主体	保健福祉課	関連計画	高齢者
協働・連携	地域包括支援センター，社会福祉協議会		

保育士・幼稚園教諭の確保及び資質向上			
<p>保育士・幼稚園教諭不足の問題に対応するため、大学・短大やハローワーク等と連携し、保育士・幼稚園教諭の確保に取り組みます。</p>			
実施主体	町民支援課・教育委員会事務局	関連計画	子ども
協働・連携	ハローワーク		

介護職員チームリーダー養成研修支援事業			
<p>介護職場における中堅職員を対象に、新人職員への指導方法等も含めたスキルアップ研修を行います。</p>			
実施主体	鹿児島県社会福祉協議会		
協働・連携	社会福祉協議会・介護サービス事業所		

介護の入門研修			
<p>介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができるよう研修を実施し、介護分野への参入のきっかけをつくるとともに、介護の業務に携わるうえでの不安を払拭することにより多様な人材の参入を促進します。</p>			
実施主体	社会福祉協議会		
協働・連携	民間事業，専門職団体		

行動目標 地域をつなぐ仕組みをつくるために

地域における課題・問題点

高齢者の見守り支援



目指す姿

一人でも安心して生活ができる町づくり

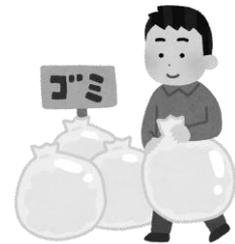


行動目標

- ① 地域の一人ひとりの高齢者を大事にしよう
- ② 見守る目を増やそう

住民一人ひとりが取り組めること・・・

- 隣近所で声かけをし，見守る
- 健康寿命を延ばす
- ちょっとした手助け（買物・清掃・ゴミ出し）



地域で協力して取り組むこと・・・

- 地域の集いやイベントに誘おう
- 区長を中心に各関係機関へつなぐ
- 認知症への対応を地域で共有する



行政や社会福祉協議会などが取り組むこと・・・

- 地域から相談のあった世帯の訪問・生活支援ボランティアの派遣調整
- 地域ケア会議の開催
- マップ作成・サロン活動支援・ネットワークへの支援（協力員の研修）

2 地域で支えあう仕組みをつくる

(1) 住民主体の支えあいの地域づくり

地域や住民一人ひとりが抱える「困りごと」に対し、住民自身で解決できること、地域の協力で解決できること、行政や社協が支援できることを整理した行動目標を定め、住民一人ひとりが、地域における様々「困りごと」に気づき、地域、行政、社会福祉協議会、その他の関係機関と連携・協働し、解決に向けて取り組む、支えあう地域づくりを推進します。

■ ■ 主な取組 ■ ■

見守り活動（再掲）			
民生委員児童委員や見守りネットワーク活動と連携し、異変がある場合や福祉課題に関して情報共有の仕組みづくりを推進します。金融機関、新聞、ガス組合、電気・水道のライフライン関係等住民生活に密接な関わりを持つ各企業と異変時に情報提供できる見守りのネットワークを構築します。			
実施主体	地域包括支援センター	関連計画	高齢者，障害，子ども
協働・連携	社会福祉協議会，地域住民・見守りサポーター，民生委員児童委員		

支え合いマップ			
社会福祉協議会と連携し、各字で支え合いマップを作成・更新して地域課題を持つ人を把握します。支え合いやつながりの見える化を行うことで、地域とともに課題を共有するとともに、解決に向けて様々な地域資源の発掘や活用を図りながら課題解決にみんなで取り組めるように検討していきます。			
実施主体	地域包括支援センター	関連計画	高齢者，障害
協働・連携	社会福祉協議会，民生委員児童委員，見守りサポーター		

認知症サポーター養成講座			
認知症について正しい知識と理解をもち、さりげないサポートができるように「認知症サポーター」養成講座を実施します。教育委員会や各小中学校との連携のもとに児童生徒の参加や、各字公民館・企業などでの開催を通して、認知症の人と家族が安心して暮らせる町づくりを目指します。			
実施主体	保健福祉課	関連計画	高齢者
協働・連携	地域包括支援センター，各字，小学校，企業，社会福祉協議会		

生活支援サービス

日常生活に関わる軽微な支援を必要とする高齢者に対して、地域での支え合いを行うことにより、支援体制を推進するとともに、要介護状態になることを予防し、可能な限り自立した生活を維持できるように支援します。

実施主体	保健福祉課， 社会福祉協議会
協働・連携	地域包括支援センター， 生活支援員（あぐネット）

地域力強化推進事業

地域の特性や新たな福祉ニーズや生活課題等を的確に把握し、地域の潜在的資源等を有効活用し、課題解決を図る特色のある地域福祉活動を行います。

実施主体	保健福祉課
協働・連携	社会福祉協議会， 民生委員児童委員， 見守りサポーター， 地域住民， 各企業， 地域包括支援センター



(2)「福祉の心」づくり

高齢者や障害者、子どもとの交流、ボランティア活動体験、福祉施設での体験学習などを通じ、福祉教育を推進します。また、住民一人ひとりが福祉に関する正しい知識の習得や、福祉に関する体験ができる生涯学習を推進します。

■ ■ 主な取組 ■ ■

ボランティア清掃等への参加			
子ども会育成連絡協議会では、青少年ふるさと美化活動を実施し、ボランティア清掃を通して異年齢間の指導や、地域の人同士知り合いになること等をとおり、青少年の育成を図ります。			
実施主体	教育委員会	関連計画	
協働・連携	保健福祉課, 社会福祉協議会		

福祉体験学習	
学校へ出向きボランティアスクールを実施し、体験学習をとおりして福祉に対する学習を推進します。 車イスや高齢者擬似体験を通して、高齢者や障害のある人を理解し、思いやる心を育むとともに、介護や福祉への関心を持てるよう機会づくりを行います。	
実施主体	社会福祉協議会
協働・連携	鹿児島県介護実習普及センター

地域活動促進事業	
地域活動活性化のための支援及び助成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ふれあい美化活動 ・ 災害時における避難及び地域での炊き出し訓練 ・ 福祉教育ボランティア推進 	
実施主体	社会福祉協議会
協働・連携	日本赤十字社鹿児島県支部

地域サロン活動	
身近な地域で集い、活動を通しての仲間づくりや異年齢・世代間交流を楽しみ、住み慣れた地域のなかで安心して生活できるように立ち上げや活動の支援をします。	
実施主体	社会福祉協議会
協働・連携	地域住民, 民生委員児童委員, 地域包括支援センター

福祉スポーツ大会

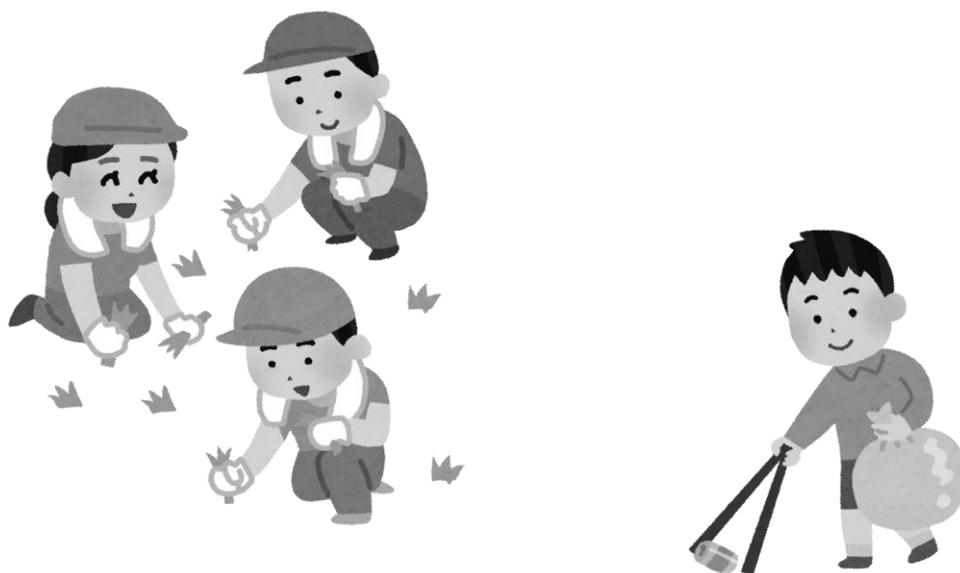
障害者や母子父子・寡婦世帯等が、住み慣れた地域で心豊かに安心して自立した生活を営むことができるように、関係機関及び各団体やボランティアと福祉スポーツ大会を楽しみながら親睦を深めるとともに、児童生徒に福祉に関心を持ってもらう。

実施主体	社会福祉協議会
協働・連携	町内学校，民生委員児童委員，保健福祉課

街頭募金活動

募金ボランティアや地域のさまざまな福祉活動の担い手と募金活動を通して、福祉について学び住みよい町づくりの推進を図ります。

実施主体	社会福祉協議会
協働・連携	町内学校，民生委員児童委員，地域女性連絡協議会



(3) ボランティア活動の促進

ボランティア活動を始める「きっかけ」づくりや、活動を続けていくことができるよう「やりがい」や「楽しさ」などを感じる活動メニューを充実させるとともに、自分の知識や特技を活かし、一人でも多くの住民が積極的に活動に参加できるような環境づくりに努めます。

■ ■ 主な取組 ■ ■

ボランティア養成			
広く住民に対して、ボランティア活動に興味関心を持つ住民が増えるように広報啓発、情報提供を行います。また、ボランティアの担い手育成のための養成講座や継続研修を地域包括支援センターと連携して実施し、活動支援を行っていきます。			
実施主体	社会福祉協議会	関連計画	高齢者
協働・連携	地域包括支援センター		

ボランティア活動の推進			
65歳以上の高齢者の健康づくりや社会参加活動に対して、地域商品券等に交換できるポイントを付与することにより、高齢者の健康維持や介護予防への取組促進を図ります。また、健康増進・介護予防活動・各集会等への参加活動や地域貢献活動など元気な高齢者の社会参加を促進し、生活支援の担い手として活躍する機会の創出に努めます。			
実施主体	地域包括支援センター	関連計画	高齢者
協働・連携	登録団体		

ボランティアセンター運営事業			
ボランティア意識の啓発と育成や活動の場の提供 ボランティア活動ニーズの開拓と推進及び各種ボランティア団体への支援体制の強化			
実施主体	社会福祉協議会		
協働・連携	団体ボランティア・個人ボランティア		

ボランティア普及事業			
町内6小中学校の指定及び連絡会の開催や活動に対する助成 ボランティアスクールの開催と内容の充実及び助言・指導 福祉体験事業の開催と拡充を図りながら、ボランティア・福祉教材等の整備を推進します。			
実施主体	社会福祉協議会		
協働・連携	和泊町共同募金委員会、日本赤十字社和泊町分区、教育委員会		

(4) 地域活動の参加者や担い手（リーダー）の確保・育成

地域福祉活動を担う役員やリーダー，専門性の高い人材，継続的な活動の担い手を確保・育成するため，各種講座や研修会等の充実を図るとともに，各種地域活動のリーダー同士や参加者が交流する機会や場所等を提供し，地域活動の活性化を図ります。

■ ■ 主な取組 ■ ■

異年齢・世代交流の推進			
各字長寿会を中心とした伝統行事や芸能などの継承活動の充実や異年齢・世代間の交流活動を通じて，地域の中での交流が持続的に育まれるように学校や各関係団体のネットワークを形成し，地域の住民の主体的な活動を支援していきます。			
実施主体	保健福祉課	関連計画	子ども，高齢者
協働・連携	各字長寿会，子ども育成連絡協議会		

ジュニア・リーダーの育成			
地域活動に取り組む中高校生を対象に「リーダー研修会」を開催し，育成していきます。島内のみならず，関連のある島外の地域のリーダーとの交流も図り，地域活動を活性化させます。			
実施主体	教育委員会	関連計画	
協働・連携	子ども育成連絡協議会		

ボランティア講座	
ボランティア活動の機会と活動者の育成を図るための講座を行います。災害ボランティアの登録や防災研修会にも取り組み，災害時の助け合い活動などの充実を図ります。	
実施主体	社会福祉協議会
協働・連携	鹿児島県社会福祉協議会

(5) 健康・生きがいづくり

積極的に健康づくりに取り組む住民の意識啓発とともに、身近な場で参加しやすい機会の拡充を図り、若い世代から健康づくり、生活習慣病予防や重症化予防の取組、高齢期の社会参加の促進等、健康づくりや介護予防を早期に実施できるような地域における環境づくりを進めます。

また、高齢者元気度アップ・ポイント事業等のインセンティブ付与や日々の日課に健康づくりを定着できるように、行政として自助活動を活性化・定着化できる支援を行っていきます。

■ ■ 主な取組 ■ ■

健康診査・保健指導事業			
地域住民を対象に健診を実施し、メタボリックシンドロームの予防・改善のための保健指導を実施しています。			
実施主体	保健センター	関連計画	
協働・連携	医療機関		

長寿健診・後期高齢者			
75歳以上の町民を対象に長寿健診を実施します。 高齢者の健康づくりを目的に、タラソ教室や訪問指導を実施します。			
実施主体	保健センター	関連計画	高齢者
協働・連携	後期高齢者医療広域連合、医療機関、タラソおきのえらぶ		

重症化予防事業			
大血管疾患（脳卒中・心疾患・腎疾患）の発症予防のため、糖尿病・高血圧・脂質異常症の重症化予防として、治療中断者対策及び治療中であるが検査値の改善が必要な人に保健指導を実施します。			
実施主体	保健センター	関連計画	高齢者、障害
協働・連携	医療機関		

健康づくり、介護予防の一体的な展開			
健診の受診やそのフォローアップ等、各関係機関との連携を図り、連続的な高齢者の健康づくりと介護予防を一体的に展開していきます。ウォーキングや体操教室の開催など活動参加や仲間づくりのきっかけをつくり継続できるよう支援します。			
実施主体	保健センター	関連計画	高齢者
協働・連携	地域包括支援センター、医療機関、タラソおきのえらぶ		

介護予防体制の充実

65 歳以上の高齢者を対象に、地域の実情に応じた事業を実施し、介護予防・生活支援サービス事業と連携しながら、年齢や心身の状況に関わらず、高齢者が要介護状態になっても生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指します。

実施主体	地域包括支援センター	関連計画	高齢者
協働・連携	保健センター，社会福祉協議会，タラソおきのえらぶ		

高齢者元気度アップ・ポイント事業

65 歳以上の高齢者が各活動に参加することでポイントを付与し、高齢者の健康づくりやボランティア等の社会参加を促進し、健康維持や介護予防への取組を図ります。

実施主体	地域包括支援センター	関連計画	高齢者
協働・連携	長寿クラブ，社会福祉協議会，その他関係機関		

スポーツ・レクリエーション活動の促進

スポーツの楽しさを体験し、スポーツを通じた社会参加を促進するため、障害者スポーツ大会等への参加を支援します。

実施主体	保健福祉課	関連計画	障害
協働・連携	社会福祉協議会，身体障害者福祉協会		

妊産婦・乳幼児健康診査事業

妊産婦及び乳幼児の疾病異常の早期発見と早期治療を図るため、健康診査を実施し、要した費用の一部助成をします。また、歯科検診を実施し、歯科指導及びフッ素塗布を行い虫歯予防の啓発に努めます。

担当課	保健福祉課	関連計画	子ども
協働・連携	保健センター		



行動目標 地域で支え合う仕組みをつくるために

地域における課題・問題点

世代間の隔たりが大きい。

育成会には参加するが、地女連には参加しないなど地域との関わりが薄い。

各団体の代表者の会議では活動推進について構成員への意識の広がりが薄い。

地女連は仕事している人も多く、見守り活動への参加が難しくなっている。

目指す姿

となり近所のつながりを大切にする。

行動目標

- ① 各字の現状や課題を把握し、声かけを気づきに変える。
- ② 小組合の中で見守り担当や防災担当を決めるなど既存の組織を活かす。
- ③ 高齢者と子どもがふれ合う仕組みづくり

住民一人ひとりが取り組めること・・・

- 声かけ。アンテナを張っておく、気づき。
- 健康管理や災害への備えなど自分で取り組めることは自分です。

地域で協力して取り組むこと・・・

- 各字組長を核に地域をまとめて行く（回覧制度など）。
- 子ども会と長寿会の交流など多世代間交流を促進する
（長寿会主体の公民館での学童開設、グランドゴルフ大会など）
- 閉じこもりを防止するためにいろいろな人が集える場所づくり

行政や社会福祉協議会などが取り組むこと・・・

- 地域の現状を示す情報提供やモデル事業などの活用
- 専門性を地域で活用できるよう人材バンクの創設
- 無就労者への情報提供や仕事の紹介



3 支援を必要とする人とつながる仕組みをつくる

(1) 福祉サービスの充実

子ども・子育て支援事業計画，高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画，障害者計画，障害福祉計画，障害児福祉計画等の各種計画に基づき，福祉サービスの充実を図り，適切なサービスの提供に努めます。

また，関係各課及び関連機関等との連携強化を図り，子育て，高齢者福祉，介護保険，障害者（児）等の各サービス利用に関する情報が，必要な人に確実に提供できる体制づくりを進めます。

■ ■ 主な取組 ■ ■

関係機関のネットワークづくり			
各専門機関のネットワークづくりを行い，どの窓口で相談を受けても，必要とする支援にスムーズにつながるよう，体制づくりを行っていきます。			
実施主体	保健福祉課	関連計画	高齢者，障害，子ども
協働・連携	社会福祉協議会，各事業所，医療機関等		

子育て支援に関するサービスの充実			
○妊娠，出産，育児などに関する支援体制の充実			
○教育・保育施設の提供体制の確保			
○地域における子育て支援サービスの充実 等			
実施主体	町民支援課	関連計画	子ども
協働・連携	保健センター		

高齢者への支援に関するサービスの充実			
○在宅医療・介護連携の推進			
○自立支援，介護予防・重度化防止認知症対策への取組の推進			
○在宅福祉サービスの充実			
○介護保険サービスの質の確保向上			
実施主体	保健福祉課	関連計画	高齢者
協働・連携	地域包括支援センター		

障害者への支援に関するサービスの充実			
○障害福祉サービスの提供体制の充実			
○精神保健対策の推進			
○障害サービスの質の確保向上			
実施主体	保健福祉課	関連計画	障害
協働・連携	社会福祉協議会，ふれあいサロンはっぴい		

各種福祉団体活動への協力	
障害福祉サービス事業等との連携による活動の促進や手をつなぐ育成会の組織の活性化を支援します。	
母子寡婦福祉会会員増強の普及活動及び助成を支援します。	
実施主体	社会福祉協議会
協働・連携	各福祉団体

障害者（児）相談支援事業	
障害者（児）やその家族の抱える課題の解決や適切かつ有効なサービスが利用できるよう支援します。また，地域生活への移行に向けた支援，並びに地域生活を継続するため支援を行います。	
実施主体	社会福祉協議会
協働・連携	保健福祉課，自立支援協議会，医療機関



(2) 生活支援体制の整備

元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センターなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、地域の支えあいの体制づくりを推進します。

また、「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」や「協議体」の設置等を通じて、互助を基本とした生活支援・介護予防サービスが創出されるよう取組を進めていきます。

■ ■ 主な取組 ■ ■

生活支援体制整備協議体			
高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進め、高齢になっても住み慣れた地域で尊厳のある自分らしい生活が継続できるよう、地域ケア会議の充実を図ります。			
また、個別ケースの課題分析時に専門職からの助言等を受けることにより、個別課題の解決を図り、多職種協働での支援体制の構築を図りながら、地域の課題の発見に努めます。			
実施主体	地域包括支援センター	関連計画	高齢者
協働・連携	社会福祉協議会、各団体及び関係機関		

生活支援コーディネーター	
地域の高齢者のニーズと地域資源の状況を把握したうえで、地域における高齢者への生活支援の取組を総合的に支援・調整し、地域の支援ニーズと活動のマッチングを行います。	
また、人材（生活支援の担い手等）の養成及びサービスの開発を図ります。	
実施主体	社会福祉協議会
協働・連携	地域包括支援センター、各団体及び関係機関



(3) 災害時の避難支援体制づくりの推進

地域住民の災害に対する認識を高めるため、防災マップ等を作成し、災害危険箇所や避難場所の周知を図り、関係機関と連携のもと災害時の被害軽減に結びつけます。

また、災害時・発生後における生活支援等のボランティア活動が効果的に行われるよう、体制の整備や災害ボランティアの研修・教育に取り組むとともに、助け合いの精神に基づく地域住民による防災体制を確立し、身近な地域での安全確保を図ります。

■ ■ 主な取組 ■ ■

災害時要配慮者避難支援対策			
災害時における要配慮者等の避難支援体制の整備について、自主防災組織、消防団、民生委員児童委員と連携して、避難支援マップの充実により避難支援の充実に努めます。			
実施主体	総務課	関連計画	その他
協働・連携	保健福祉課、消防団、民生委員児童委員		

災害ボランティアの連携			
各字において、防災マップや避難支援体制づくりを進めていく中で防災意識を高め、災害ボランティアの役割への理解を深めるとともに、社会福祉協議会との連携により、災害ボランティアの登録や防災研修会を開催し、災害時の助け合い活動などの充実を図ります。			
実施主体	総務課	関連計画	その他
協働・連携	保健福祉課、社会福祉協議会		

災害ボランティアセンター運用訓練の実施			
関係機関やボランティア団体等と連携し、緊急時における災害ボランティアセンターの運用に向けた訓練を行います。			
実施主体	社会福祉協議会		
協働・連携	関係機関・ボランティア団体・地域住民・鹿児島県社会福祉協議会		

災害ボランティアセンターの設置			
災害発生時に関係機関と連携し、災害ボランティアを設置し、ボランティアの受け入れ調整等を行います。			
実施主体	社会福祉協議会		
協働・連携	鹿児島県社会福祉協議会・関係機関・ボランティア団体・地域住民		

大島地区社会福祉協議会災害時相互応援協定

大規模災害発生時には、災害時相互応援協定により近隣市町村社会福祉協議会と連携を図ります。

実施主体	社会福祉協議会
協働・連携	鹿児島県社会福祉協議会・関係機関・ボランティア団体・地域住民

災害援護費（見舞金品）の支給

被災世帯への見舞金品等支給
火災や風水害等により被災された世帯に対して、鹿児島県協働募金会と連携し、見舞金の支給や日本赤十字社鹿児島県支部と連携し、支援物資の整備配布を行います。

実施主体	社会福祉協議会
協働・連携	鹿児島県共同募金会和泊町共同募金委員会 日本赤十字社鹿児島県支部和泊町分区

非常時炊き出し訓練

大規模災害時の支援に備え、地域での避難訓練の支援とともに、非常時炊き出し訓練を行います。

実施主体	日本赤十字社鹿児島県支部和泊町分区
協働・連携	赤十字奉仕団（地域女性連絡協議会）・地域住民



(4) 権利擁護支援の充実

認知症，知的障害，精神障害等により財産管理や契約手続きなどに関して，自分で十分な判断や意思決定を行うことが難しい人の権利や財産を守るため，関係機関と連携を図り，成年後見制度等が円滑に利用できるよう相談や手続支援を行います。

また，地域包括支援センターが，地域住民や民生委員，居宅介護支援事業所，社会福祉協議会等と連携しながら相談に応じ，身近な相談窓口となることができるよう，その充実を図ります。

■ ■ 主な取組 ■ ■

成年後見制度の利用促進			
成年後見制度について町民を対象とした説明会の開催や広報誌・有線テレビを活用した周知や理解促進に努めます。			
実施主体	地域包括支援センター	関連計画	高齢者，障害
協働・連携	社会福祉協議会		

虐待防止に向けた取組の推進			
虐待被害者の支援にあたり，迅速かつ適切な対応・支援が行えるよう，相談窓口の周知を図るとともに，関係機関との連携強化を図ります。			
実施主体	町民支援課	関連計画	高齢者，障害，子ども
協働・連携	保健センター，地域包括支援センター		

福祉サービス利用支援事業			
高齢や障害により，金銭管理や福祉サービス利用に支障のある方に対する支援を行います。			
実施主体	鹿児島県社会福祉協議会，社会福祉協議会		
協働・連携	地域包括支援センター		

心配ごと相談			
誰もが安心して生活できるまちづくりのため，住民の日常生活のあらゆる相談に応じ，適切な助言指導を行い，住民の福祉増進を図ります。			
実施主体	社会福祉協議会		
協働・連携	各関係機関，関係法律事務所		

(5) 生活に困難を抱えている人の自立支援

各福祉分野における様々な機会を通じて、生活に困難を抱えている人を早期に把握するとともに、抱えている課題が複雑化・深刻化しないよう、いち早く支援に結びつけ、関係機関や社会福祉協議会、鹿児島県社会福祉協議会と連携のもと、生活困窮者の自立促進を図ります。

■ ■ 主な取組 ■ ■

生活困窮者の早期把握			
日常生活の困りごと（就労，心身の不調，家計・家族の問題）に対応し，各種手続きや相談の機会についても各課や社会福祉協議会と連携をし，制度の狭間に陥らないよう広く受け止め課題がより深刻になる前に問題解決を図るようにします。			
実施主体	保健福祉課	関連計画	高齢者，障害，その他
協働・連携	庁舎内各課，社会福祉協議会，鹿児島県大島支庁沖永良部事務所		

一次窓口としての機能強化			
生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」として日常生活に関する相談に対し，沖永良部くらし・しごとサポートセンターへ繋ぎ，多様な問題に対応します。			
実施主体	保健福祉課	関連計画	高齢者，障害，その他
協働・連携	沖永良部くらし・しごとサポートセンター		

児童扶養手当の支給			
父親・母親がいない家庭や障害の状態にある家庭等の児童を監護している母（父）にかわってその児童を養育している人に支給します。国籍は問わないが，手当てを受け取る人が日本国内に住所がなければ支給されません。			
実施主体	町民支援課	関連計画	子ども
協働・連携	鹿児島県大島支庁沖永良部事務所		

特別児童扶養手当の支給			
精神又は体に重度または中度の障害を有している20歳未満の児童を看護してしている家庭の方に支給します。			
実施主体	保健福祉課	関連計画	子ども
協働・連携	鹿児島県大島支庁沖永良部事務所		

法外援護資金貸付事業	
低所得世帯の緊急時、一時的な生活困窮を援助するために生活困窮者自立支援機関等との連携強化を図りながら、必要な資金の貸付を行います。	
実施主体	社会福祉協議会
協働・連携	生活困窮者自立支援機関等

生活福祉資金貸付事業	
低所得及び障害者・高齢者世帯に対し、資金貸付と必要な援助指導を行うとともに、民生委員児童委員の必要な援助指導や社会福祉協議会の相談員が支援を行うことにより、その世帯の経済的自立と生活環境の整備や意欲の助長促進、在宅福祉・社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるように支援します。	
実施主体	生活困窮者自立支援機関等
協働・連携	鹿児島県社会福祉協議会、沖永良部くらし・しごとサポートセンター、民生委員児童委員

かごしまおもいやりネットワーク事業	
社会福祉法人が社会福祉協議会や施設種別の枠を超えて各地域で連携し、それぞれの専門性を活かした支援ネットワークを構築し、生活困窮者等に対する相談・支援事業であり、「必要に応じて、現物給付による経済的援助や就労支援（中間的就労）及び住居支援等を実施し、生活が安定するまでの包括的かつ継続的な支援を行います。	
<ul style="list-style-type: none"> ① コミュニティワーカーの設置と研修への参加及び関係者とのネットワークづくり ② 要支援者に対する相談支援、配食・見守り、移動等の生活支援 ③ 要配慮者に対する資金や物資の貸付・提供 	
実施主体	鹿児島県社会福祉法人経営者協議会
協働・連携	加盟社会福祉法人

(6) 虐待の防止及び適切な対応の推進

子どもや高齢者、障害のある人やその家族に対する総合的な相談体制の整備や、地域住民、民生委員児童委員等の地域福祉の担い手、教育、保健、医療、福祉の関係機関との連携強化を図り、地域における見守りネットワークの構築を推進し、虐待の予防、早期発見・早期対応に取り組みます。

また、地域住民や関係機関を対象とした講習会等の開催、リーフレットの作成・配布等を実施し、虐待防止についての周知啓発に努め、地域全体の意識向上を図ります。

■ ■ 主な取組 ■ ■

児童虐待防止対策の充実			
①関係機関との連携強化等 ・虐待の早期発見に向けた庁内及び関係機関との連携強化 ・児童相談所など専門機関への支援要請 ・要保護児童対策地域協議会の充実強化 ②妊娠・子育て家庭の相談体制の整備 ・家庭、児童相談窓口の充実を図り、訪問事業によるきめ細やかな相談支援の実施 ③児童虐待防止についての意識啓発 ・児童虐待防止についての広報・啓発・リーフレットの配布 ・オレンジリボンキャンペーンの実施 ④児童虐待による重大事例（死亡事例等含む）の検証 ・県、児童相談所、市町村との連携により再発防止の措置を講じる			
実施主体	町民支援課	関連計画	子ども
協働・連携	保健福祉課、地域子育て支援センター、各子ども（保育）園・学校、県福祉事務所・保健所、大島児童相談所、警察署		

要保護児童対策地域協議会の充実強化			
ケース会議や実務者会議などを通じ、各関係機関で情報共有できる体制づくりを目指します。			
実施主体	町民支援課	関連計画	子ども
協働・連携	子育て支援センター、県福祉事務所・保健所、大島児童相談所		

虐待の防止・対応			
虐待防止法に基づき、通報・相談により確認された場合はマニュアルに基づき対応を図り、各専門機関と協議し、成年後見制度等を活用し対応します。			
実施主体	保健福祉課	関連計画	高齢者
協働・連携	地域包括支援センター、医療機関、社会福祉協議会、警察署		

障害者虐待の防止・対応			
障害者虐待防止法に関する広報・啓発活動を行い、虐待の防止及び養護者に対する相談等の支援に取り組みます。また、虐待防止法に基づき、通報・相談により確認された場合はマニュアルに基づき対応を図り、各専門機関と協議し、同法を適切に活用し対応します。			
実施主体	保健福祉課	関連計画	障害
協働・連携	地域包括支援センター，医療機関，社会福祉協議会，警察署		

地域力強化推進事業（再掲）	
地域の特性や新たな福祉ニーズや生活課題等を的確に把握し、地域の潜在的資源等を有効活用し、課題解決を図る特色のある地域福祉活動を行います。	
実施主体	保健福祉課
協働・連携	社会福祉協議会，民生委員児童委員，見守りサポーター，地域住民，各企業，地域包括支援センター



(7) 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現

自殺対策を効果的・効率的に推進し、誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者支援など各福祉分野の取組において、自殺対策の視点を踏まえた施策の展開を図ります。

■ ■ 主な取組 ■ ■

地域ネットワークの強化			
関係機関や地域のネットワークと連携して支援体制づくりを行います。			
実施主体	保健センター	関連計画	自殺対策
協働・連携	保健福祉課，地域包括支援センター，自殺対策協議会		

ゲートキーパーの養成（人材育成の強化）			
ゲートキーパーの養成のための町民に対する研修，様々な職種を対象とした研修を実施し，自殺対策を支える人材の育成を行います。			
実施主体	保健センター	関連計画	自殺対策
協働・連携	保健福祉課，地域包括支援センター，教育委員会，自殺対策協議会		

ハイリスク者への支援体制づくり			
生きることの包括的な支援として推進し，自殺リスクを抱え込まないよう保健，医療，福祉，教育，労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ，総合的に実施できるよう支援体制づくりを行います。			
実施主体	保健センター	関連計画	自殺対策
協働・連携	保健福祉課，地域包括支援センター，教育委員会，自殺対策協議会		

普及啓発の強化			
町民に対して相談機関や支援窓口の周知や心身等の不調（うつ）に関する正しい知識の啓発や相談会等の周知を図ります。			
実施主体	保健センター	関連計画	自殺対策
協働・連携	保健福祉課，地域包括支援センター，教育委員会，自殺対策協議会		

SOS の出し方に関する教育の推進

児童生徒がいのちの大切さを考え、ストレスやいじめ等困難な状況への対処方法を身につけることができるようSOSの出し方に関する教育を実施します。

実施主体	保健センター	関連計画	自殺対策
協働・連携	保健福祉課，地域包括支援センター，教育委員会，自殺対策協議会		

心配ごと相談

地域住民の生活での困りごとの相談に応じ、適切な助言を行い必要な機関へ繋がります。

実施主体	社会福祉協議会
協働・連携	各関係機関，法律事務所

園庭開放（居場所づくり）

子育て中の親子が気軽に集い、子どもと一緒に遊ぶ中で友達づくりができたり、子育ての悩みや情報交換ができるよう親子で楽しく過ごせる場を提供します。

実施主体	各保育（こども）園
協働・連携	社会福祉協議会，町民支援課

行動目標 支援を必要とする人とつながる仕組みをつくるために

地域における課題・問題点

- 担い手不足等により地域の組織が成立しない
- 地域のリーダー不足による組織の弱体化及び住民同士の交流が少なく、孤立者がいる
- 人口の一局集中化



目指す姿

各字の体制強化（子育て世代の分散）



行動目標

- ① 日頃から、ご近所であいさつや声かけをする
- ② 各団体で、行事等について話し合おう

住民一人ひとりが取り組めること・・・

- あいさつや声かけをし、字行事等にも声かけをしよう
- 意見交換できる場づくりや人を頼りにする気持ちを持とう
- 情報の共有をしよう（何かあったら民生委員児童委員へつなげよう）

地域で協力して取り組むこと・・・

- 地域行事をみんなで協力して活性化しよう
- 区長や民生委員がリーダーになりイベントを企画し、地域の交流を図る
- 常会では報告だけでなく、勉強会も開催する



行政や社会福祉協議会などが取り組むこと・・・

- 各種事業の広報・告知の充実
- 地域から相談のあった世帯を訪問・生活支援ボランティアの派遣調整
- 地域活動を担うリーダーの育成・支援の充実化
- 健康づくり及び予防支援の充実

第5章 成年後見制度利用促進基本計画

1 策定の背景

本町では高齢化が進行しており、今後も高齢者が増加していくことが見込まれます。それに伴い、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加も予想され、成年後見制度の必要性が高まっていくものと考えられます。

認知症や知的障害、その他の精神上的の障害等により判断能力が十分ではない状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進を図るための体制整備に取り組みます。

2 計画の位置づけ

本基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条の規定に基づき、町における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画です。

（市町村の講ずる措置）

■成年後見制度の利用の促進に関する法律 第14条

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

和泊町地域福祉計画「基本目標3（4）権利擁護支援の充実」の成年後見制度の利用促進について具体化した内容となります。

3 計画の期間

本基本計画の期間は令和2年度から令和7年度までの6か年です。「和泊町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「和泊町障害福祉計画」の見直しに伴い、本基本計画を該当する部分に統合して行く予定です。

年度	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
計 画	高齢者福祉計画 障害者福祉計画		次期計画			次々期計画	
	地域福祉計画 (成年後見制度利用促進基本計画)						

4 成年後見制度について

成年後見制度は、認知症、知的障害や精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない人（以下、「本人」）の権利を守る支援者（以下、「成年後見人等」）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、大きく分けて「法定後見」と「任意後見」の2つの制度があります。

成年後見制度	法定後見	類型	概要	判断能力 ↑ ↓ 高
		後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の場合、「成年後見人」が、本人に代わって各種契約や財産管理等を行い、本人を保護します。	
		保佐	判断能力が著しく不十分な場合、財産に関する一定の行為において「保佐人」の同意を条件とすることにより、本人保護を図ります。また、必要に応じて「保佐人」に本人に代わって契約等をする権限が認められることがあります。	
	補助	判断能力が不十分な場合、財産に関する特定の行為において「補助人」の同意を条件として、「補助人」が本人に代わって特定の契約等をする権限により、本人保護を図ります。		
	任意後見	本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、判断能力が低下した場合に代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。		

5 本町の現状について

成年後見制度の利用者数は、鹿児島家庭裁判所の集計によると本町では6人、人口比0.09%となっており、県全体の人口比0.19%より低い割合となっています。

図表1 鹿児島家庭裁判所における成年後見制度利用者数

本人の住所	成年後見					人口(人)	人口比(%)
	法定後見			任意後見	合計		
	後見	保佐	補助				
和泊町	5	1	0	0	6	6,431	0.09

※鹿児島家庭裁判所調べによる令和元年10月23日現在の概数

裁判所が管理継続中の後見制度利用者で裁判所が把握している住所別で分類したものの人口は令和元年11月1日現在

本町では、高齢者や障害者の方の支援等を目的として町長による成年後見制度に係る審判請求を実施しています。

図表2 町長による成年後見制度に係る審判請求の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
高齢者(人)	1	0	1	1	0
障害者(人)	0	0	0	0	0
合計	1	0	1	1	0

町社会福祉協議会では、法人成年後見人として、令和元年1月末現在1人を受任しており、その数は横ばいとなっています。

図表3 町社会福祉協議会における法人後見人受任者の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人数	1	1	1	2	2

福祉サービス利用支援事業(日常生活自立支援事業)の利用者は令和元年1月末現在48人で、問い合わせ・相談・援助等の支援数は年々増加しています。

図表4 町社会福祉協議会における福祉サービス利用支援事業利用者の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人数	24	34	41	45	45

6 地域福祉計画に関するアンケート調査結果より

問 41 成年後見制度を知っていますか。[単数回答]

少し知っている	38.0%
よく知らない	29.4%
全く知らない	15.7%
よく知っている	14.8%
無回答	2.1%

問 42 あなたが、将来、認知症等で判断力が低下し契約や財産の管理が困難となった場合成年後見制度を利用したいですか。 [単数回答]

わからない	40.6%
はい	38.0%
いいえ	19.7%
無回答	1.7%

「わからない」との回答が約4割を占め、成年後見制度の目的や活用方法について周知・広報して行く必要があります。

問 43 あなたが、もし成年後見制度を利用する場合、成年後見人等にはどなたになってもらいたいですか。[単数回答]

親、子、兄弟姉妹、配偶者、その他親族	86.1%
専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士など）	5.6%
無回答	4.5%
社会福祉協議会	2.8%
法律または福祉に関する法人	0.9%
その他	0.2%
ボランティア（市民後見人）	0.0%

「親、子、兄弟姉妹、配偶者、その他親族」を希望する割合が高く、親族後見人等への支援を充実させる必要があります。また、身寄りの無い方等への支援を拡充するために「ボランティア（市民後見人）」の役割等について周知・広報して行く必要があります。

問 44 成年後見制度の利用促進・充実を図るために県や町はどのようなことに力を入れていくべきだとおもいますか。[複数回答]

成年後見制度についての周知・広報活動の推進	56.4%
高齢者や障害のある人の権利擁護に関する相談窓口や相談体制の充実	44.4%
本人の状況に応じた成年後見制度を選択することができるための支援の充実	41.8%
成年後見制度が必要な方の把握や支援を広げるための医療・福祉・法律などの専門職の連携	39.7%
成年後見人による金銭の横領などの不正防止の徹底	33.9%
本人に身近な地域において住民が市民後見人として支えていく体制の構築	14.4%
分からない	10.9%
特になし	4.5%
その他	0.0%

7 施策の展開

【基本施策1】地域で支える体制づくり

① 中核機関の整備

和泊町地域包括支援センターを中核機関として位置づけ、役割の充実に努めて行きます。パンフレット等を活用した成年後見制度の周知・啓発や相談窓口の周知、福祉サービス利用支援事業等関連制度からのスムーズな移行のため、町社会福祉協議会主催の福祉サービス利用支援事業専門員・利用支援員会議との連携等地域における対応力強化について推進して行きます。

■中核機関に求められる役割

- ア) 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」
- イ) 地域における「協議会」を運営する「事務局機能」
- ウ) 地域において「支援方針」と「候補者推薦」、「モニタリング・バックアップ」
- エ) ア)～ウ) に関して検討・専門的判断を担保する「進行管理機能」

② 地域連携ネットワークの構築

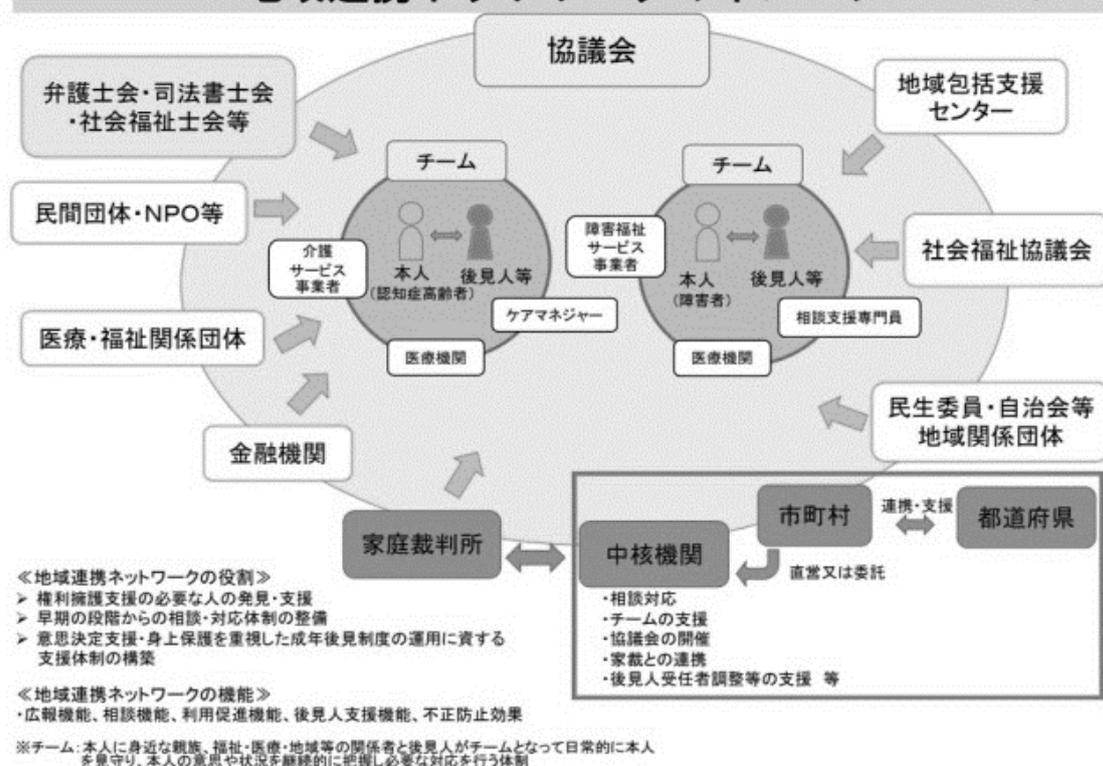
専門職（弁護士会、司法書士会及び社会福祉士会等）や関係機関と連携・協力し、支援を必要とする本人を中心とするチームを支える、権利擁護の地域連携ネットワークの構築を目指します。そのため、成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議すること等を目的として和泊町成年後見制度利用促進協議会を設置し、和泊町地域支え合い活動推進会議、見守りネットワーク連絡会、生活困窮者自立支援連絡会議や地域ケア会議等を活用した地域連携ネットワークを構築して行きます。

■地域連携ネットワークの三つの役割

- ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

地域連携ネットワークのイメージ

<別紙3>



【基本施策2】安心して暮せる地域づくり

① 見守り体制の整備

虐待や消費者被害等の権利侵害及び支援の拒否（セルフネグレクト）等判断力が不十分なため、自ら支援を求められず、権利や生活を守ることができない人のために、地域連携ネットワークに参加する関係団体・機関等と連携・協働して、支援の必要な人の早期発見及び早期対応に努めます。

また、身近な相談窓口の周知に努め、行政窓口（地域包括支援センターを含む）や町社会福祉協議会で相談を受け付け、情報集約を行います。

② 成年後見制度の啓発と周知

地域連携ネットワークに参加する関係団体・機関等は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げる人ができない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努めます。

中核機関は、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関と連携しながら、パンフレット作成・配布、研修等の広報活動が、地域において活発に行われるよう配慮します。

③ 予防的活用の促進

地域での生活で何か困難な状況が予想される場合には、補助・保佐類型の利用や、将来に備えての任意後見の活用を勧める等、早期の予防的視点を持ち支援します。また、町社会福祉協議会で実施している福祉サービス利用支援事業の活用についても検討していきます。福祉サービス利用支援事業の対象にはならないものの、判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援など、成年後見制度利用促進の取組を通して明らかになった地域課題について、和泊町成年後見制度利用促進協議会で検討します。

④ 成年後見制度利用支援事業の充実

成年後見制度利用支援事業により、成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申し立ての経費や成年後見任等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申し立ての支援や助成等を実施し、利用支援を行います。

⑤ 成年後見人等担い手の確保と支援

現在、成年後見人等については、親族、司法書士等専門職や法人が受任しています。今後に向けては、担い手の確保のため福祉サービス利用支援事業専門員・利用支援員への支援の充実や市民後見人養成を検討します。また、親族後見人等の活動を支える体制の整備に努めます。地域連携ネットワークやチームでの支援により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制を整備することで、不正の発生を未然に防ぐ効果もあります。

親族や地域と疎遠であったり、身寄りが無い被後見人等が死亡した場合、葬儀の手配や死後の手続きが円滑に進まないケースがあるため、町社会福祉協議会と連携し、死後事務について検討して行きます。

図表5 目標とする指標

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
和泊町成年後見制度 利用促進協議会(回)	1	1	1	1	1
町長による 審判請求(件)	4	4	6	6	6
成年後見制度利用 支援事業(人)	2	2	4	4	6

8 計画の推進

「ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活の保証）」、「自己決定権の尊重」、「財産管理のみならず身上保護も重視」という国の「成年後見制度利用促進基本計画」の基本的な考え方に基づいて、計画を実行していきます。併せて、和泊町成年後見制度利用促進協議会において定期的に計画の進捗状況等の点検・評価を行い、必要に応じて改善・調整等を行います。

第6章 計画の推進

1 主体ごとの役割

計画の実現に向けて、住民、事業者、社会福祉協議会、行政がそれぞれの分野において主体的、積極的に役割を果たし、協働しながら、地域社会全体で取組を進めていきます。

①住民の役割

住民は福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉の担い手でもあります。住民一人ひとりが地域福祉についての理解を深めるとともに、身近なところで自ら何ができるのかを考え、主体的に地域の福祉活動に参加することが期待されます。

②関係団体の役割

各字や高齢者クラブ等は、地域活動を行う上で、住民にとって最も身近な団体・組織です。地域における見守り活動等を通して、要支援者の情報や地域における潜在的な支援ニーズ、地域課題を把握し、支援機関や相談機関、行政等と連携し、課題解決のための支援等に結びつけていくことが期待されます。

また、自主的・自発的に活動を行う住民の集まりであるボランティア活動団体や住民活動団体は、各種団体や行政等と連携し、地域福祉推進のための活動の充実が期待されます。

③事業者の役割

福祉サービスの提供者として、住民の多様なニーズに積極的に応えることが求められています。また、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、情報提供・公開をはじめ、関係機関や他のサービスとの連携の中で、総合的なサービス提供への取組が期待されます。

④社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は平成12年の社会福祉法の改正により、地域福祉の推進を担う団体として明確に位置づけられました。社会福祉協議会は、地域福祉活動への地域住民の参加促進をはじめ、民間福祉団体の先導役として、住民や住民活動団体、行政等との調整役となり、地域ぐるみの活動を推進します。また、住民や各字、その他団体等との連携役となり、福祉のコミュニティづくりや支えあいのネットワークづくりを進めます。

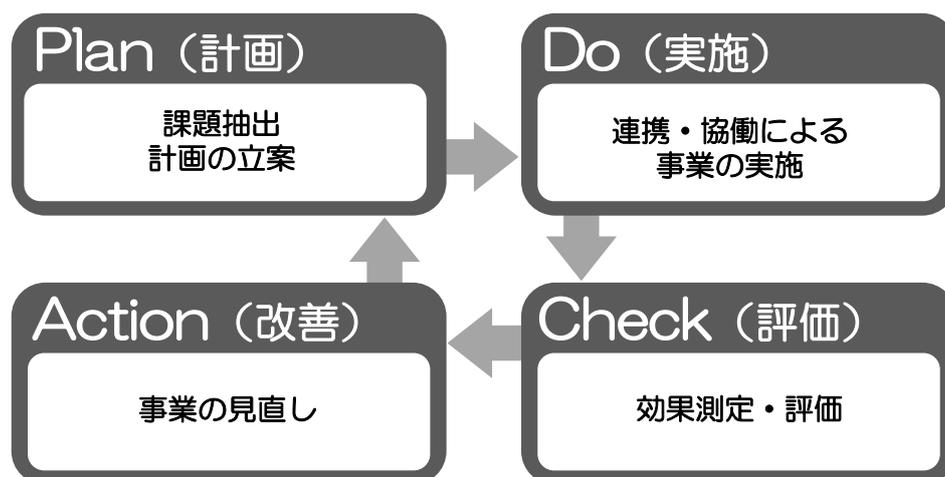
⑤行政の役割

町は、地域福祉の充実に向け、常に地域の実態や住民ニーズを把握するとともに、住民レベルの自主的な地域福祉活動が促進されるよう、情報提供や関係機関との連携、交流機会の確保に努めるなど支援を行います。また、本計画の基本理念に則り、地域福祉を進めるための諸施策を住民、事業者及び関係機関との協働で、総合的に推進します。

2 計画の進行管理及び点検

各施策・事業について、担当部署が自己評価を行いながら、計画に基づく実施に努めるとともに、社会福祉協議会と緊密に連携し、計画の進捗状況等を議題とする検討・意見交換の会議等を必要に応じて、随時開催していきます。

また、住民活動の評価表の作成や啓発活動など、住民の主体的な計画の推進に向けた取組を支援していきます。



3 住民の参加促進

住民・関係機関・関係団体等の参画による常会等を利用して、計画の進捗状況等を確認するとともに、評価・見直しを行い、計画の推進を図ります。

4 計画の広報

本計画を推進するためには、地域住民の協力が不可欠であるため、計画の趣旨や内容を理解してもらえよう、本計画を町のホームページや広報誌等に掲載し、広く周知を図ります。

資料編

1 和泊町地域福祉計画策定委員会設置要綱

和泊町告示第 78 号

和泊町地域福祉計画策定委員会設置要綱を次のように定めた。

令和元年 9 月 30 日

和泊町長 伊地知 実利

和泊町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき、和泊町における総合的な地域福祉の推進を図るため、和泊町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するに当たり、和泊町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域福祉計画の調査研究に関すること。
- (2) 地域福祉計画の立案に関すること。
- (3) その他地域福祉計画の策定の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる機関及び団体（以下「団体等」という。）の代表者又は団体等から推薦された者をもって充てる。

- (1) 保健・医療及び福祉関係団体の代表
- (2) 社会福祉団体の代表
- (3) 町民団体を代表する者
- (4) 学識経験者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

2 地域福祉計画策定委員名簿

	氏名	所属	備考
1	朝戸 末男	沖永良部医師会	
2	川邊 裕子	教育委員	
3	池田 正一	議会（総務文教委員会）	
4	上山 富秀	区長会	
5	大福 利雄	商工会	
6	脇田 幸治	学校関係	
7	伊地知 道夫	長寿クラブ連合会	
8	市来 美穂	地域女性連絡協議会	
9	前 幸貴	社会福祉協議会	
10	重村 裕子	民生委員児童委員協議会	
11	村田 行夫	身体障害者福祉協会	
12	村山 稔	沖永良部くらし・しごとサポートセンター	
13	山下 誠慈	消防団	
14	徳田 英輔	子ども・子育て会議	
15	山岸 祐子	社会福祉法人 黒潮会	

令和元年12月1日～令和3年11月30日

事務局

1	南 俊美	保健福祉課 課長	
2	大吉 聰美	保健福祉課 参事兼課長補佐	
3	伊東 智子	保健センター所長 課長補佐（保健師）	
4	朝戸 浩一	地域包括支援センター係長（社会福祉士）	介護
5	沖田 浩幸	保健福祉課 主査	障害福祉
6	森 千緒	保健福祉課 主事	高齢者福祉



和泊町地域福祉福祉計画

令和2年3月 和泊町 保健福祉課

〒891-9192 鹿児島県大島郡和泊町和泊10番地
TEL.0997-92-1111 / FAX.0997-81-4024
<http://www.town.wadomari.lg.jp/>